

第1部

我が国の災害対策の 取組の状況等

第1章

災害対策に関する施策の取組状況

第2章

原子力災害に係る施策の取組状況

第3章

令和7年度に発生した主な災害

第1部 我が国の災害対策の取組の状況等

我が国は、その自然的条件から各種の災害が発生しやすい特性を有しており、令和7年度においても多くの災害により被害が発生した。第1部では、最近の災害対策の施策、特に令和7年度に重点的に実施した施策の取組状況を中心に記載する。

第1章 災害対策に関する施策の取組状況

第1節 自助・共助による事前防災と多様な主体の連携による防災活動の推進

1-1 国民の防災意識の向上

我が国ではその地形や気象などの自然的条件により、従前から多くの自然災害を経験してきた。このため、平時においては堤防の建設や耐震化など災害被害の発生を防止・軽減すること等を目的としたハード対策と、ハザードマップの作成や防災教育など災害発生時の適切な行動の実現等を目的としたソフト対策の両面から対策を講じて、万が一の災害発生に備えている。また、災害発生時には、災害発生直後の被災者の救助・救命、国・地方公共団体等職員の現地派遣による被災地への人的支援、被災地からの要請を待たずに避難所や避難者へ必要不可欠と見込まれる物資を緊急輸送するプッシュ型の物資支援、「激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律」（昭和37年法律第150号）に基づく激甚災害指定や「被災者生活再建支援法」（平成10年法律第66号）等による資金的支援など、「公助」による取組を絶え間なく続けているところである。

しかし、今後発生が危惧される千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震、さらに、近年激甚化・頻発化する気象災害等によって広域的な大規模災害が発生した場合において、公助の限界が懸念されている。

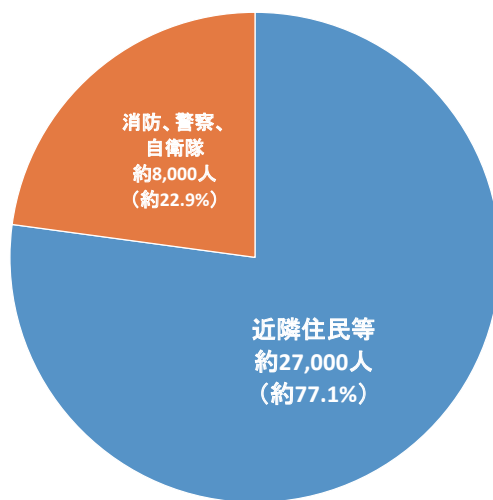
令和7年1月で発災から30年を迎えた阪神・淡路大震災では、生き埋めになった人の約8割が家族も含む自助や近隣住民等の共助により救出されており、公助である救助隊等による救出は約2割程度に過ぎなかったという調査結果がある（[図表 1-1-1](#)）。

市町村合併による市町村エリアの広域化や地方公共団体の公務員数の減少など、地方行政を取り巻く環境が厳しさを増す中、超高齢社会の下で配慮を要する者は増加傾向にある。このため、国民一人一人が災害を「他人事」ではなく「自分事」として捉え、防災・減災意識を高めて具体的な行動を起こすことにより、「自らの命は自らが守る」「地域住民で助け合う」という防災意識が醸成された地域社会を構築することが重要である。

安全・安心な国土利用・管理の観点からは、災害ハザードエリアにおける開発抑制とより安全な地域への居住誘導、事前防災・事前復興の観点からの地域づくり等の取組を一層推進する必要がある。また、災害被害の軽減のためには、各人が災害時に適切な避難行動をとること、そのための事前準備を平素から行うことに加えて、ハザードマップや災害伝承等を通じて国民一人一人がその地域の災害リスクを的確に認識し、危険な場所に住まないなど、正しい知識・情報によって居住環境を含め災害リスクの低いライフスタイルを選択できるよう、社会全体で取り組んでいく必要がある。

防災・減災のための具体的な行動とは、まずは自助として、地域の災害リスクを理解し、家具の固定や食料の備蓄等による事前の「備え」を行うことや、避難訓練に参加して適切な避難行動を行えるように準備すること、台風の接近時などに、住民一人一人に合わせて、あらかじめ時系列で整理した自分自身の避難行動計画（マイ・タイムライン）を作成することなどが考えられる。また、発災時における近所の人との助け合い等の共助による災害被害軽減のための取組が必要である。

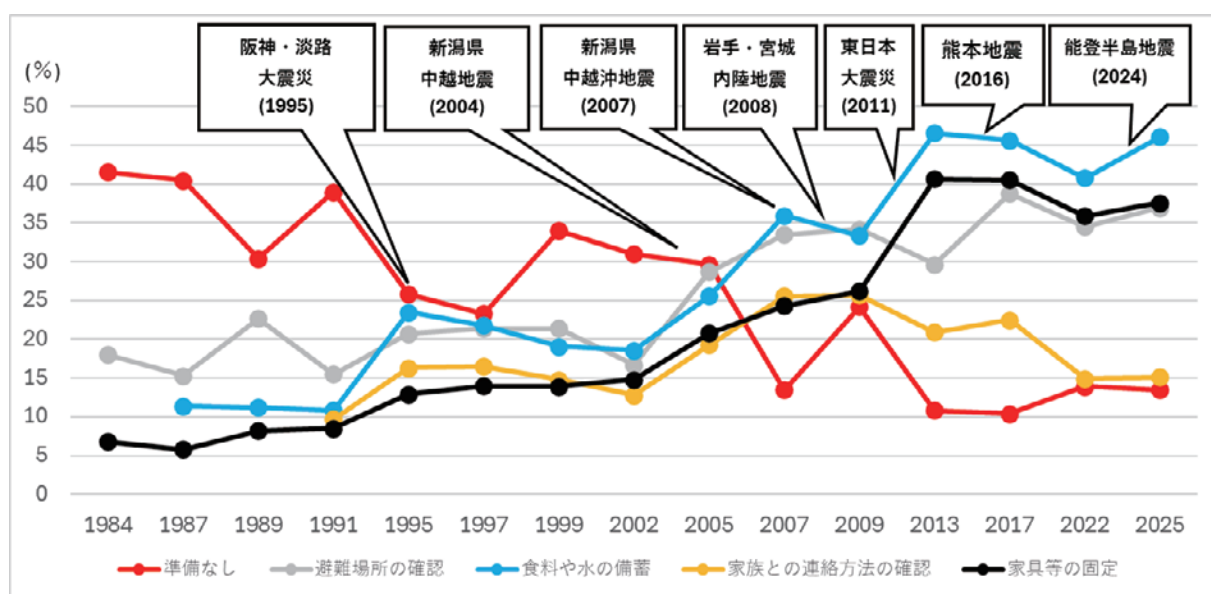
図表 1-1-1 阪神・淡路大震災における救助の主体と救出者数



出典：河田恵昭（1997）「大規模地震災害による人的被害の予測」自然災害科学第16巻第1号より内閣府作成（平成28年版防災白書 特集「未来の防災」掲載）

内閣府が令和7年8月に実施した「防災に関する世論調査」の結果によると、自助の重要性の認識や具体的な対策を講ずる動きは、阪神・淡路大震災、東日本大震災といった大災害を経て、着実に国民の間に浸透している（図表 1-1-2）。しかし、熊本地震が発生し、大きな被害をもたらしたにもかかわらず、その直後に実施した平成29年の調査では、例えば「家具等の固定」が40.6%となるなど、自助の取組の実施率は頭打ち傾向にある。また、令和4年以降の調査は、平成29年までの個別面接聴取法と異なり郵送法で実施しているため、従前の調査結果との単純比較はできないものの、総じて取組の実施率は高まっていないおそれがある。その背景として、多くの国民にとっては、災害の被害状況等を報道で見聞きするだけであり、自らが被災者となる実感が得られないことから、災害の発生を契機とした国民の防災意識の高まりが得られにくくなっているとも考えられる。

図表 1-1-2 大地震に備えた自助の取組に係る選択率の推移（防災に関する世論調査）



出典：内閣府「防災に関する世論調査」

令和7年の調査では「自然災害への対処などを家族や身近な人と話し合ったことがない」と回答した者（全体の35.1%）に対して、その理由を聞いたところ（複数回答方式）、「話し合うきっかけがなかったから」の回答選択率が圧倒的に高かった（56.7%）。このことから、着手の一步を踏み出せていない国民に働き掛ける取組を強化していくことが求められる。

共助についても、令和6年能登半島地震における石川県珠洲市三崎町寺家下出地区のように、防災士や地区の役員等により自主防災組織が設立され、平時から地域の防災リーダーが主体となり、避難計画の作成や継続した避難訓練の実施等の共助の取組が行われていたため、発災時に効果的な避難を行うことができた事例が見られ、共助の重要性が改めて認識されたところである。

行政が公助の充実に不断の努力を続けていくことは今後も変わらないが、地球温暖化に伴う気象災害の激甚化・頻発化、超高齢社会における支援を要する高齢者の増加等により、突発的に発生する激甚な災害に対して既存の防災施設等のハード対策や行政主導のソフト対策のみで災害を防ぎ切ることがますます困難になっている。行政を主とした取組だけではなく、国民全体の共通理解の下、住民の自助・共助の主体的な取組を進めて、互いに補完・充足しあう防災政策を推進していくことが必要である。現在、地域における防災力には差が見られるところであるが、防災意識の高い「地域コミュニティ」の取組を全国に展開し、効果的な災害対応ができる社会を構築していくことが求められている。

1-2 防災推進国民会議と防災推進国民大会

広く各界各層が情報・意見の交換その他の必要な連携を図り、中央防災会議と協力しつつ、国民の防災に関する意識向上を図るため、地方六団体、経済界、教育界、医療・福祉関係等の各界各層の有識者から成る「防災推進国民会議」が平成27年から毎年開催され、普及・啓発活動を行っている。

(1) 防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2025

内閣府、防災推進国民会議及び防災推進協議会（災害被害軽減の国民運動推進を目的として活動する業界団体等で構成される組織）の共同主催により「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2025」を新潟県新潟市で開催した。本大会は平成28年度から毎年開催しており、令和7年度で10回目の開催となる。本大会は「語り合い 支え合い～新潟からオールジャパンで進める防災・減災～」をテーマとし、国民一人一人が日頃から防災に取り組むことの大切さを発信し、災害の経験・教訓を多くの人へ、そして次世代へ伝える機会とすることを目指した。

オープニングセッションでは、坂井内閣府特命担当大臣（防災）（当時）及び清家防災推進国民会議議長（日本赤十字社社長）が主催者挨拶を、花角新潟県知事及び中原新潟市長が開催地挨拶を行った。また、森前長岡市長による「中越地震を振り返って一創造的復旧の道程」をテーマとする基調講演が行われ、ハイレベルセッションでは、「中越地震等と復興・災害への備え」をテーマとして、宮崎小千谷市長等の登壇者により、新潟での災害の振り返り、その後の創造的復興の取組を全国に発信した。

クロージングセッションでは、新潟県内の高校生から防災への想いや未来に向けたメッセージが発信されたほか、秋本防災推進国民会議副議長（公益財団法人日本消防協会会長）による主催者挨拶、田村新潟大学教授による大会総括が行われた。また、次回開催地である鳥取県の平井知事による挨拶が行われた。

このほか、行政、公益団体、学術界、民間企業、NPO等の約470団体がセッション、ワークショップ、ブース展示、ステージ発表、屋外展示等を行い、同大会の現地来場者は過去最高の約19,000名、また、オンライン視聴数は約13,000回となった。



坂井内閣府特命担当大臣（防災）（当時）
による開会挨拶



朱鷺メッセのセッションの様子

（2）第11回防災推進国民会議

第11回防災推進国民会議は、令和7年12月18日に内閣府（中央合同庁舎第8号館）8階講堂で開催した。冒頭、あかま内閣府特命担当大臣（防災）は、防災推進国民会議の各団体の防災活動への取組に対する感謝の言葉とともに、「大規模災害のリスクに直面する我が国では、被害の最小化のため、不断の防災対策の見直しと、国民お一人おひとりの防災に関する行動変容を促す取組の推進が必要不可欠である。」と述べた上で、防災推進国民会議構成団体の一層の協力を賜りたいと述べた。

続いて、「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2025」の開催等、防災推進国民会議としての活動報告及び今後の活動方針として、議長メッセージや取組内容を紹介するビジュアルコンテンツの制作・発信、地方版「防災推進国民会議」（～地域課題と向き合う～）【仮称】の開催等の決定と併せて、全国女性会館協議会及び全国災害ボランティア支援団体ネットワークから令和7年度における取組が報告された。



第11回防災推進国民会議の様子（あかま内閣府特命担当大臣（防災）出席）



1-3 防災訓練・防災教育の取組

災害発生時には、国の行政機関、地方公共団体、その他の公共機関等の防災関係機関が一体となって、住民と連携した適切な対応をとることが求められることから、平時から関係機関が連携した訓練等、防災への取組を行うことが重要である。このため、防災関係機関は「災害対策基本法」、防災基本計画（「災害対策基本法」第2条第8号に規定するものをいう。以下同じ。）、その他の各種規程等に基づき、災害発生時の応急対策に関する検証・確認及び住民の防災意識の高揚を目的として、防災訓練を実施することとされている。

令和7年度は、防災訓練実施に当たっての基本方針や政府における総合防災訓練等について定めた「令和7年度総合防災訓練大綱」（令和7年7月1日中央防災会議決定）に基づき、以下のような各種訓練を実施した。

(1) 「防災の日」総合防災訓練

令和7年9月1日の「防災の日」に、首都直下地震発生直後を想定した石破内閣総理大臣（当時）を始めとする閣僚による官邸への徒歩参集訓練並びに南海トラフ地震を想定した静岡県知事、高知県高知市長及び和歌山県串本町長も参加する緊急災害対策本部会議の運営訓練を行い、また、埼玉県さいたま市を主会場とする九都県市合同防災訓練に石破内閣総理大臣（当時）や関係閣僚等が現地調査訓練として参加した。

(2) 政府図上訓練

令和7年12月に首都直下地震を想定した緊急災害対策本部事務局運営訓練（内閣府（中央合同庁舎第8号館ほか））及び緊急災害現地対策本部運営訓練（東京湾臨海部基幹的広域防災拠点（有明の丘地区））を連動させて実施する予定であったが、令和7年青森県東方沖を震源とする地震が発生したことから、いずれも中止となった。

また、現地において、被災が想定される都道府県と連携し、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震等を想定した緊急災害現地対策本部運営訓練を実施した。令和7年10月に神奈川県横浜市、富山県富山市及び大阪府大阪市、同年11月に宮城県仙台市、栃木県宇都宮市及び北海道札幌市、同年12月に京都府京都市、令和8年1月に宮崎県宮崎市及び熊本県熊本市、同年2月に香川県高松市及び愛知県名古屋市において、現地に参集した上で、状況付与型訓練及び討議型訓練を実施した。なお、熊本市における緊急災害現地対策本部運営訓練には、現地対策本部長として古川内閣府大臣政務官が参加した。



南海トラフ地震を想定した
緊急災害対策本部会議の運営訓練



南海トラフ地震を想定した
緊急災害現地対策本部運営訓練（熊本市）

(3) 孤立集落状況把握・支援訓練

令和6年能登半島地震において多くの集落が孤立し、避難や物資供給等の支援に時間を要したことを踏まえ、令和7年度から内閣府では地方公共団体と連携し、孤立集落状況把握・支援訓練を全国16か所（青森県三戸町、秋田県男鹿市、千葉県、神奈川県相模原市、神奈川県山北町、富山県小矢部市、山梨県市川三郷町、岐阜県山県市、愛知県岡崎市、京都府、大阪府千早赤阪村、奈良県十津川村、奈良県上北山村、広島県福山市、長崎県長崎市及び沖縄県うるま市）で実施した。これらの訓練では、発災時に交通・通信等が途絶して集落が孤立することを想定して、情報伝達訓練や物資輸送訓練等を行った。

(4) 防災教育の取組

① 防災教育の展開

全ての国民が災害から自らの命を守るためには、災害時に国民一人一人が適切な行動をとることができるようになることが極めて重要である。このため、こどもの頃から必要な防災知識や主体的な防災行動を身に付けることができるよう、実践的な防災教育を全国に展開していく必要がある。

政府においては令和4年3月に閣議決定された「第3次学校安全の推進に関する計画」に基づき、令和7年度は、文部科学省において、学校種・地域の特性に応じた地域全体での防災を含む学校安全推進体制の構築を図るための都道府県等への支援、防災教育に関するセミナーの開催や専門家派遣、全国的な学校安全指導者研修会の開催等を行った。

また、内閣府においては、防災庁設置準備アドバイザー会議報告書において「国民一人ひとりが災害を我が事と捉え、適切な行動によって自ら命を守り抜くことができるよう、防災に対する国民の行動変容をもたらすための取組を推進する。」と提言されたことを踏まえ、「国民の行動変容を促すための防災教育」に関する有識者ヒアリングを実施し、防災教育の現状や課題、今後の取組の方向性等について整理した。また、デジタル技術を活用した防災教育の事例を収集し、事例集を作成した。

さらに、令和7年12月23日にNPO法人未来会議及びNSF PROJECTs主催・内閣府共催で、防災をテーマに「全国高校生未来会議」が開催された。会議には、全国から約100名の中学生・高校生が参加し、大木聖子慶應義塾大学環境情報学部准教授、川崎杏樹（株）かまいしDMCいのちをつなぐ未来館職員、加藤拓馬一般社団法人まるオフィス代表理事による講演や参加学生によるグループワーク及び発表が行われた。あかま内閣府特命担当大臣（防災）は、ゲストとして登壇し、津波のスピードなどを尋ねる「あなたの災害『備え』度テスト」を交えながら、災害を「自分ごと化」することの大切さを参加学生へ伝え、交流を深めた。

② 防災教育の活動支援

防災教育への意欲を持つ全国各地の団体・学校・個人などの多様な主体が連携した防災教育活動を募集し、1年間にわたって有識者の助言や活動資金等の支援を行う「防災教育チャレンジプラン」は平成16年度にスタートし、令和7年度までに延べ379団体の実践活動を支援した。

令和8年度の実践団体の募集においては、時代に即した歓迎テーマとして、i「防災教育を継続・定着させるためのチャレンジ」、ii「防災人材を育成するためのチャレンジ」、iii「火山防災教育のチャレンジ」を設定し、その結果、32件の応募があり、最終的に12団体を実践団体として選定した。これまでの実践内容や活動の様子などは、「防災教育チャレンジプラン」ホームページにおいて公開している。

（参照：<https://bosaijapan.jp/challenge-plan/>）



③ 地域全体（コミュニティ）による防災教育実践活動の推進

防災庁設置準備アドバイザー会議報告書等では、「令和6年能登半島地震」等の教訓を踏まえて、また、今後発災が予測される千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震に備えて、事前防災の強化の必要性が指摘されており、防災教育を通じたコミュニティでの「自助」・「共助」において防災力の強化が喫緊の課題となっている。そこで、令和7年度から、地域住民等の防災意識を高め、自発的な防災活動への取組と防災能力の向上に資するとともに、幼少期のこどもから大人までの事前防災能力の向上及び地域を担う意識の醸成等を図るため、地域防災力の向上に資する「コミュニティ防災教育推進事業」を開始した。

これは、地域住民・団体等、教育機関等（大学等を含む学校、保育所、認定こども園、幼稚園、公民館、コミュニティセンターなど）、地元企業等が連携して地域全体（コミュニティ）による防災教育活動を推進し、更に優良事例を形成、普及モデルを構築・普及することで、「コミュニティ防災教育」の全国展開を目指す事業である。令和7年度は全国35か所のモデル地区においてコミュニティ防災教育の実践活動を行い、事例集や手引き等の成果物を作成し、ホームページ等において発信している。また、シンポジウムも開催した。

内閣府は、モデル地区の活動支援、実践活動の内容・成果の収集・分析及び成果物の作成・普及を行った。

図表 1-3-1 コミュニティ防災教育の推進



出典：内閣府資料

1-4 津波防災に係る取組

(1) 津波避難訓練

令和7年度は「津波防災の日」及び「世界津波の日」（11月5日）を中心に、全国各地で国、地方公共団体、民間企業等の主催する訓練が実施された。

内閣府では地方公共団体と連携し、住民参加型の地震・津波防災訓練を全国10か所（宮城県松島町、千葉県木更津市、新潟県出雲崎町、大阪府岸和田市、和歌山県印南町、愛媛県愛南町、高知県安芸市、高知県南国市、熊本県長洲町及び沖縄県豊見城市）で実施した。これらの訓練では、地震発生時に我が身を守る訓練（シェイクアウト訓練）及び揺れが収まった後に津波からの避難行動を行う訓練（津波避難訓練）のほか、安否確認、避難所開設訓練等を行った。また、住民が参加して、地域の被害想定や地理的条件等を知り、津波からの適切な避難行動につなげるきっかけ等とするワークショップを訓練の前後に開催した。訓練及びワークショップには延べ約6,300名が参加した。



津波避難訓練（沖縄県豊見城市）

(2) 普及啓発活動

① 津波防災の普及啓発活動

「津波防災の日」及び「世界津波の日」（11月5日）について周知し、津波防災への認識や取組を促進するため、令和7年度は全国の企業、地方公共団体等における啓発ポスターの掲示、大手コンビニエンスストアやスーパーマーケットにおけるレジ・ディスプレイ画像の表示など、様々な媒体を活用して普及啓発を行った。



令和7年度の津波防災啓発ポスター

② 「津波防災の日」スペシャルイベントの実施

11月5日の「津波防災の日」及び「世界津波の日」当日には、内閣府の主催によって、「津波防災の日」スペシャルイベントをオンラインで開催した。

同イベントでは、あかま内閣府特命担当大臣（防災）からの挨拶に続いて、基調講演として、片田東京大学大学院情報学環総合防災情報研究センター特任教授から、「南海トラフ地震等を見据えた国民の防災意識向上と行動変容について」と題した発表が行われた。また、岩手県釜石市唐丹町荒川地区・高知県高知市下知地区から津波防災に関する取組について紹介されたほか、登壇者との意見交換が行われた。

同イベントのアーカイブ動画は「津波防災特設サイト」において公開されている。

（参照：<https://tsunamibousai.jp/>）



あかま内閣府特命担当大臣（防災）による開会挨拶



パネルディスカッションの様子

1-5 火山防災に係る取組

(1) 火山避難訓練

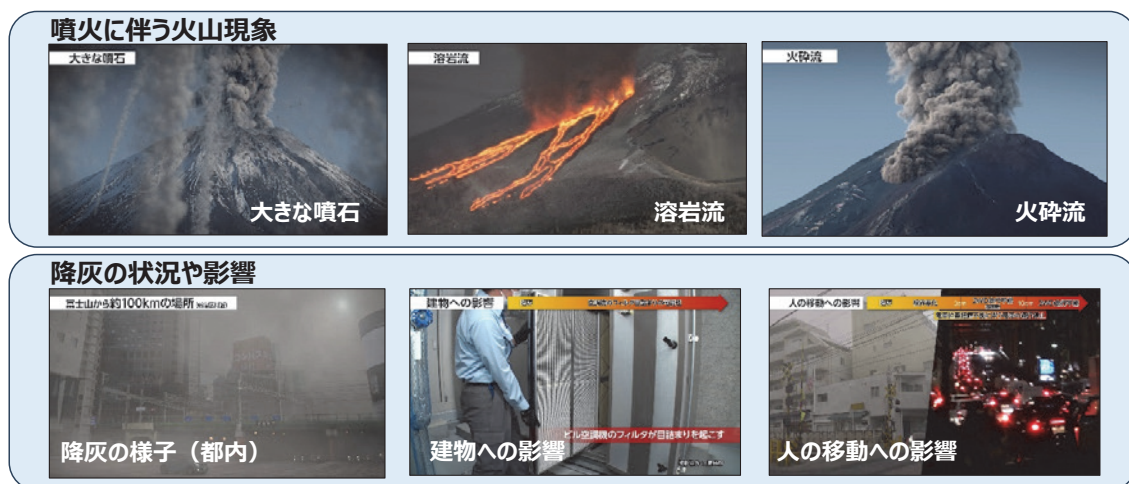
「火山防災の日」には、火山防災訓練等の行事を実施するように努めることが、「活動火山対策特別措置法」（昭和48年法律第61号）に規定され、令和6年から8月26日が「火山防災の日」となった。この「火山防災の日」などの機会を捉えて、各火山地域における火山防災訓練等の取組が推進されることが期待される。

内閣府では、令和4年度から令和6年度にかけて、地方公共団体における火山防災訓練の実施を促し、避難計画及び同計画に基づき策定された地域防災計画の検証や住民等の火山防災意識を高めることを目的に、モデル地域における訓練の企画・実施を支援した。また、地方公共団体との協働での検討を通じて得られた知見・成果について、「地方公共団体等における火山防災訓練の企画・運営ガイド」及び「取組事例集」として取りまとめ、追加で得られた知見・成果を反映して令和7年5月に改定した。

(2) 普及啓発活動

① SNS投稿等の普及啓発活動

住民や登山者が備えを進め被害を抑えるほか、広域に降り積もる火山灰の被害を軽減させるため、令和7年度は、火山への登山の備えに関するリーフレットの更新や富士山噴火に関する普及啓発動画の公表、火山灰への備えに関するリーフレットの作成、火山防災対策に関するマンガ冊子の作成などを行い、SNSも活用しながら周知を図った。



富士山噴火に関する普及啓発動画

② 「火山防災の日」啓発イベントの開催

8月26日が「火山防災の日」に制定されたことを踏まえ、国民の間に広く活動火山対策についての関心・理解を深めることを目的として、令和6年度から普及啓発イベントを実施している。

同イベントでは、基調講演として、石原京都大学名誉教授から、「「火山防災」を踏まえた地域防災力の向上に向けて」と題した発表が行われた。また、「新潟県における活火山から考える地域住民の火山防災意識の向上」をテーマに登壇者らによるトークセッションが行われた。



石原京都大学名誉教授による基調講演



トークセッションの様子

1-6 住民主体の取組（地区防災計画の推進）

地区防災計画制度は、平成25年の「災害対策基本法」の改正により、地区居住者等（居住する住民及び事業所を有する事業者）が市町村と連携しながら、「自助」・「共助」による自発的な防災活動を推進し、地域の防災力を高めるために創設された制度である。これによって地区居住者等が地区防災計画（素案）を作成し、市町村地域防災計画に地区防災計画を定めるよう、市町村防災会議に提案できることとされている。

地区防災計画は、地区内の住民、事業所、福祉関係者など様々な主体が、地域の災害リスクや、平時・災害時の防災行動、防災活動について話し合い、計画の素案の内容を自由に定め、その後、市町村地域防災計画に位置付けられることで、「自助」・「共助」と「公助」をつなげるものである。計画内容はもとより、地区住民等が話し合いを重ねることなど、作成過程も共助の力を強くする上で重要である。

令和7年4月1日現在、44都道府県284市区町村の3,354地区の地区防災計画が地域防災計画に定められ、さらに47都道府県486市区町村の8,355地区で地区防災計画の策定に向けた活動が行われている。制度創設から10年以上が経過し、地区防災計画が更に浸透していくことが期待される（図表1-6-1及び図表1-6-2）。

図表1-6-1 地域防災計画に定められた地区防災計画数

地域防災計画に定められた地区防災計画数（令和7年4月1日現在）

◇44都道府県、284市区町村、3,354地区
（R6年度に新たに定められた計画 491計画）

※調査対象：市区町村
※R7.4.1時点の集計値

都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数
北海道	15	70	石川県	1	1	岡山県	6	16
青森県	0	0	福井県	2	2	広島県	1	1
岩手県	5	50	山梨県	11	561	山口県	3	91
宮城県	5	121	長野県	15	129	徳島県	3	6
秋田県	2	2	岐阜県	8	35	香川県	6	51
山形県	5	93	静岡県	7	36	愛媛県	7	92
福島県	7	30	愛知県	10	45	高知県	5	89
茨城県	9	116	三重県	5	34	福岡県	9	115
栃木県	12	39	滋賀県	3	27	佐賀県	0	0
群馬県	4	37	京都府	4	52	長崎県	2	88
埼玉県	7	22	大阪府	7	139	熊本県	22	461
千葉県	3	22	兵庫県	12	237	大分県	0	0
東京都	14	265	奈良県	4	22	宮崎県	3	27
神奈川県	6	40	和歌山県	1	1	鹿児島県	18	54
新潟県	2	2	鳥取県	2	5	沖縄県	3	4
富山県	6	14	島根県	2	10	計	284	3,354

図表 1-6-2 地区防災計画の作成に向けて活動中の地区数

地区防災計画の作成に向けて活動中の地区数（令和7年4月1日現在）

◇47都道府県、486市区町村、8,355地区
 (注) 市区町村に提案済みだが地域防災計画に定められていない分を含む。

※調査対象：市区町村
 ※R7.4.1時点の集計値

都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数	都道府県名	市区町村数	地区数
北海道	11	59	石川県	14	413	岡山県	9	150
青森県	3	14	福井県	17	1,021	広島県	6	108
岩手県	5	21	山梨県	15	138	山口県	4	27
宮城県	15	419	長野県	23	205	徳島県	6	20
秋田県	3	3	岐阜県	9	79	香川県	13	54
山形県	9	154	静岡県	6	97	愛媛県	10	34
福島県	27	95	愛知県	14	43	高知県	3	4
茨城県	9	58	三重県	15	111	福岡県	12	211
栃木県	21	147	滋賀県	12	198	佐賀県	3	5
群馬県	7	92	京都府	9	42	長崎県	3	6
埼玉県	14	415	大阪府	16	423	熊本県	34	1,322
千葉県	8	51	兵庫県	10	451	大分県	1	295
東京都	10	35	奈良県	7	35	宮崎県	9	80
神奈川県	9	163	和歌山県	5	18	鹿児島県	17	630
新潟県	10	256	鳥取県	2	7	沖縄県	6	19
富山県	10	62	島根県	5	67	計	486	8,355

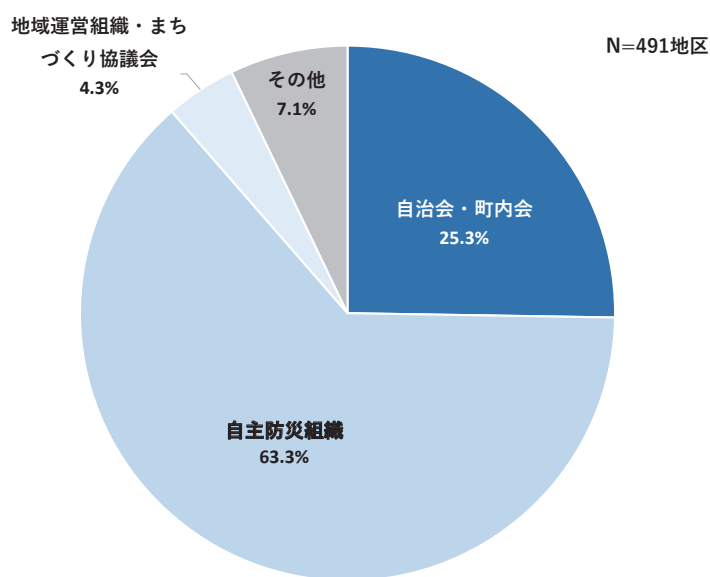
(1) 地区防災計画の動向

内閣府において、令和6年度中に地域防災計画に定められた491地区の地区防災計画の事例等进行分析したところ、以下のような特徴が見られた（図表 1-6-3、図表 1-6-4 及び図表 1-6-5）。

- ① 地区防災計画の作成主体は、63.3%が自主防災組織、25.3%が自治会・町内会であった。
- ② 地区内の人口については、「201人～500人」（18.3%）が最も多く、「501人～1,000人」（14.9%）が二番目に多かった。これらを合わせると201人～1,000人の地区が約3割を占めた。
- ③ 地区防災計画策定のきっかけは、70.5%の地区は「行政側からの働きかけによるもの」であった。

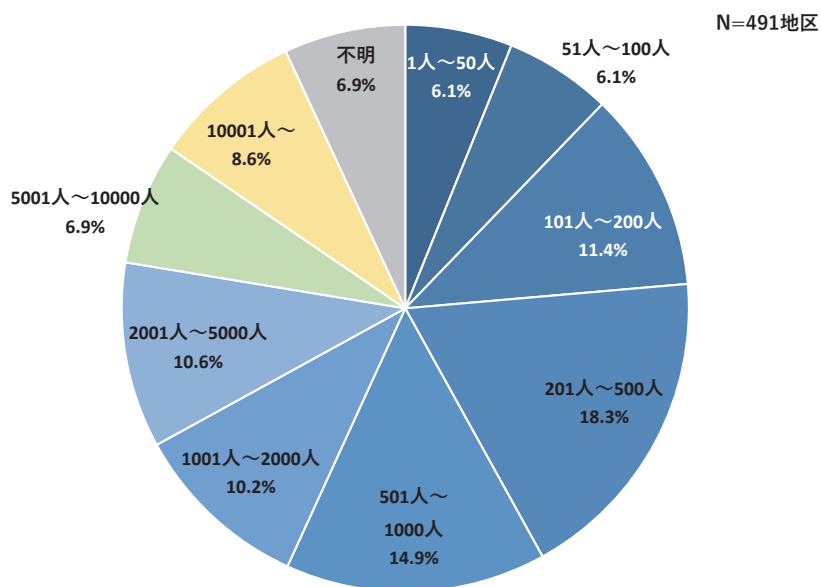
このことから、地区防災計画の策定には行政による後押しが重要であると考えられる。

図表 1-6-3 令和6年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画の作成主体



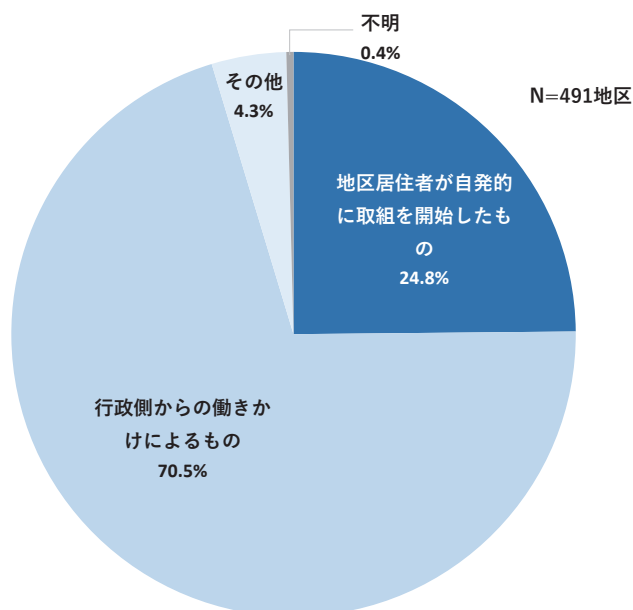
出典：内閣府資料

図表 1-6-4 令和6年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画に関する地区内の人口



出典：内閣府資料

図表 1-6-5 令和6年度中に地域防災計画に定められた地区防災計画の作成のきっかけ



出典：内閣府資料

(2) 地区防災計画の策定促進に向けた内閣府の取組

内閣府は、地区防災計画の策定促進のため、「地区防災計画ガイドライン」（平成26年3月策定）等の地区防災計画の策定の参考になる資料を作成し、また、地区防災計画を地域別・テーマ別に一覧できる「地区防災計画ライブラリ」を整備している。また、新たに「地区防災計画ガイドブック」を令和7年4月4日に公表したほか、以下のとおりフォーラムや研修等を開催した。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/chikubousai/index.html>）



① 「コミュニティ防災セッション—災害教訓伝承とコミュニティ防災の在り方 2022年豪雨を踏まえて—」と「地区防災計画フォーラム—中越地震から21年 コミュニティや企業の防災活動の在り方—」の開催

各地における地区防災計画づくりに関する事例や経験の共有を図り、地区防災計画の策定を促進するため、「コミュニティ防災セッション—災害教訓伝承とコミュニティ防災の在り方 2022年豪雨を踏まえて—」及び「地区防災計画フォーラム—中越地震から21年 コミュニティや企業の防災活動の在り方—」を令和7年9月6日に、いずれも「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2025」のセッションとして開催した。本フォーラムでは、新潟県関川村や村上市での災害教訓の事例、創設11年目を迎えた地区防災計画制度の現状とその課題について、学術的・社会実装的な観点から有識者による議論が行われた。また、本フォーラムのアーカイブ動画を公開した。

② 地区防災計画の作成に関する基礎研修会の開催

地区防災計画づくりに取り組もうとしている住民やそれを支援する自治体職員を主な対象として、「地区防災計画の作成に関する基礎研修会」を令和7年6月13日に、「地区防災計画の作成に関する基礎研修会（地区防災計画の持続性を育む～多様性と緩やかな連携～）」を令和8年1月27日に、オンラインで開催した。これらの研修会では、内閣府からの基礎的説明、有識者による基調講演、内閣府や地区防災計画学会の地区防災計画モデル事業の対象地区等で先進的な取組を行っている住民、自治体職員、アドバイザーである大学教員等が登壇して、その取組について報告するとともに、パネルディスカッション形式による議論が行われた。

③ 地区防災計画に関するモデル事業

内閣府は、平成26年度から地区防災計画の作成の支援のためのモデル事業を実施している。令和7年度は、岩手県釜石市唐丹町荒川地区、宮城県仙台市福住町、栃木県足利市名草地区、新潟県柏崎市高田地区、長野県長野市日詰地区、兵庫県宝塚市西谷地区まちづくり協議会、広島県広島市温品学区及び熊本県熊本市中島校区の8地区が対象となり、有識者の支援の下、地区防災計画づくりを進めた。

④ 学術研究団体、事業者団体等との連携シンポジウムの開催

内閣府は、新たな取組として、令和7年6月22日に「地区防災計画制度施行11年 地区防災計画の現状と課題」をテーマに、オンラインでシンポジウムを開催した。地区防災計画づくりに精通した3団体の関係者が、地区防災計画制度の実効性を高めるため、学術的知見と実践現場の連携を強化し、地域主体の地区防災計画の深化・普及について議論を行った。

1-7 災害教訓の伝承活動に係る取組

内閣府及び国土交通省において、地域で発生した災害の状況を分かりやすく伝える施設や災害の教訓を伝承する活動などを認定する「NIPPON防災資産」について、令和7年12月に優良認定6件及び認定4件を新たに認定した。同月には第2回NIPPON防災資産認定式を開催し、優良認定案件の関係者に対し、あかま内閣府特命担当大臣（防災）及び金子国土交通大臣から認定証の授与を行った。認定案件の関係者に対しては、各地域において、地方整備局を通じて認定証の授与を行った。

また、内閣府では防災庁設置準備アドバイザー会議等で提言されていた災害の記録・課題・教訓の継承に資する取組について、有識者ヒアリングや事例調査等を通じて、デジタル技術を活用した新しい収集・発信手法に関する調査研究を行った。また、これらの成果を踏まえ地域における防災学習会などで活用できる教材を作成し、周知を図っている。



認定者との記念撮影



ロゴマーク

1-8 ボランティア活動の環境整備について

発災時には、ボランティア、NPOその他多様な団体が被災地に駆けつけ、きめ細かな被災者支援を行い、重要な役割を果たしている。内閣府においては、ボランティア・NPO等による被災者支援の活動が円滑に行われるよう環境整備に努めており、近年、大規模災害時には、行政・ボランティア・NPO等の多様な被災者支援主体が連携し、情報の共有及び活動の調整をしながら、被災者支援の活動を行うことが定着してきている。

(1) 官民連携による被災者支援体制整備の推進

内閣府が令和8年2月に実施した「被災者支援に関するアンケート調査」によると、27都道府県において、災害中間支援組織が設置されていると回答された。また、その他の20府県からは、官民連携による被災者支援体制や災害中間支援組織設置にむけて検討中との回答を受けた。

内閣府では、行政、社会福祉協議会等の災害ボランティアセンター関係者、NPO等が平時から顔を合わせ、連携・協働する時の諸課題について議論し、相互理解を深められるよう、研修会を実施している。令和7年度は、「多様な主体間における連携促進のための研修会」をオンライン配信により実施し、多様な主体間の連携の必要性について行政、社会福祉協議会、災害中間支援組織等それぞれの立場から説明を行い、45都道府県から約590名が受講した。

(2) 官民連携による被災者支援体制整備モデル事業

専門性を有するNPO、企業等の多様な民間主体が、被災者支援の担い手としてその能力を有効に発揮できる環境を整備するためには、都道府県域レベルで、多様な担い手間の活動調整や情報共有等のコーディネーションを行う災害中間支援組織の設置や機能強化を進めていくことが重要である。このため、内閣府ではモデル事業により、災害中間支援組織を設置・機能強化しようとしている都道府県に対する支援を行い、取組の更なる加速化を図った。具体的には、官民連携による被災者支援人材育成・訓練や地域の民間団体のネットワーク化などの取組を進めた。

また、本モデル事業で得た知見やノウハウについて、他の都道府県に対して広く共有し、全国において都道府県域での災害中間支援組織の設置等に向けた取組が進むよう支援した。

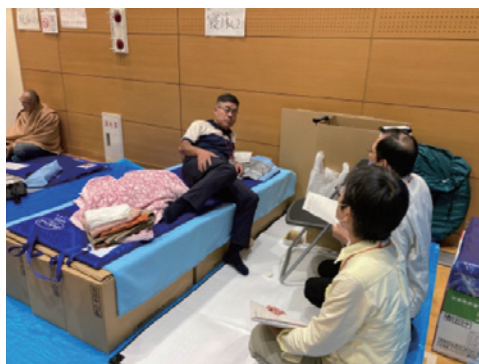
(3) 避難生活支援リーダー／サポーターモデル研修・避難生活支援コーディネーター育成OJTに向けた検討

近年、自然災害が激甚化・頻発化しているとともに、避難生活が長期化することで、避難所の設置期間が数週間から数箇月に及ぶ場合もあり、避難生活環境の向上が課題となっている。発災により様々な業務を抱える中で、避難所の開設後、その運営を市町村等の自治体職員が中心となって担い続けることには限界があり、被災者の避難生活支援に当たっては自助・共助の視点を欠かすことはでき

ない。また、長期化する避難所の運営には専門の知識・スキルが必要となる。

このため、内閣府では、令和3年5月に取りまとめられた「防災教育・周知啓発ワーキンググループ（災害ボランティアチーム）」の提言を踏まえ、意欲のある地域の人材に、体系的なスキルアップの機会を提供することで、避難生活支援の担い手となる人材を各地に増やし、地域の防災力強化につなげていく「避難生活支援・防災人材育成エコシステム」の実現に向けた取組を進めている。

令和7年度は、避難生活支援を担う人材である「避難生活支援リーダー／サポーター」の育成を進めるためのモデル研修を全国24地区（東京都豊島区、熊本県菊陽町、福岡県福岡市、愛知県西尾市、静岡県富士市、長野県筑北村、高知県四万十町、富山県小矢部市、新潟県新発田市、青森県弘前市、岐阜県下呂市、岡山県真庭市、千葉県富津市、石川県白山市、京都府亀岡市、愛媛県松山市、福井県大野市、鳥取県、広島県三原市、兵庫県西宮市、大阪府和泉市、山梨県市川三郷町・早川町・身延町・南部町・富士川町、山口県山口市及び群馬県高崎市）で実施した。モデル研修は事前のオンデマンド学習（1単位20分程度×8単位）と2日間の講習と演習で構成され、演習では、避難所の様子を再現した会場での環境改善演習やロールプレイによる対人コミュニケーション演習等を行った。



「避難生活支援リーダー／サポーター」モデル研修の様子

（4）被災者支援団体への交通費補助事業

近年、災害が激甚化・頻発化しており、また、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震及び南海トラフ地震等の切迫性も高まっている。我が国においては大規模災害が発生した際に、行政のみでは十分な被災者支援を担うことは困難であり、また、高齢化・過疎化が進む中で被災者支援を量・質ともに充実させることが求められている。例えば、令和6年能登半島地震においては、多くの特定非営利活動法人や災害ボランティア団体等が被災地に駆けつけ、これらの被災者支援団体による避難所の運営支援や炊き出し、家屋保全、被災家屋の片付けなどの支援が実質的に公助の役割を担っていた事例が報告されている。

このような背景を踏まえ、被災地に支援に駆けつけるNPOや災害ボランティア団体等の交通費について支援する「特定非営利活動法人等被災者支援活動費補助金（被災者支援団体への交通費補助事業）」を令和7年1月から開始した。本事業については、被災者支援活動を行うボランティア団体等が被災地に駆けつける際に必要となる交通費を補助する事業で、申請1件あたり上限50万円とし、令和6年度（対象期間：令和7年1月10日から3月31日まで）は200件を超える活動を、令和7年度は230件を超える活動を支援した。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/bousai-vol/kotsuhojyojigyo/index.html>）



（5）被災者援護協力団体登録制度の創設

災害時には、豊富な支援経験を有するNPO・ボランティア団体等が被災地において様々な支援を実施し、被災者支援に大きな役割を果たしている。このような方々が発災直後から被災者支援の担い手として、その能力を発揮できるよう、官民連携体制の強化のため、令和7年の「災害対策基本法」の改正により、避難所の運営支援、炊き出し等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等

を国が「被災者援護協力団体」として登録する制度を創設した。

登録された団体情報（団体名、活動内容、活動エリア等）をデータベース化して自治体等と共有することで、平時から「顔の見える」関係づくりを促進し、発災直後からきめ細かく、質の高い被災者支援の実施を進めている。

1-9 事業継続体制の構築

(1) 中央省庁の業務継続体制の構築

中央省庁においては、これまで、首都直下地震等の発災時に首都中枢機能の継続性を確保する観点から、中央省庁ごとに業務継続計画を策定し、業務継続のための取組を進めてきた。平成26年3月には、「首都直下地震対策特別措置法」に基づき「政府業務継続計画（首都直下地震対策）」（以下「政府業務継続計画」という。）が閣議決定されたことを受け、中央省庁はこれまでの業務継続計画について見直しを行った。

内閣府においては、中央省庁の業務継続計画の策定を支援するため、平成19年6月にガイドラインを策定した。その後、近年の災害の激甚化・頻発化や社会情勢の変化などを踏まえて同ガイドラインの見直しを行っており、最近では令和4年4月に改定を行った。また、政府業務継続計画に基づき、中央省庁の業務継続計画の実効性について、有識者等による評価を行っており、これを受けて中央省庁は、必要に応じて業務継続計画の見直しや取組の改善等を行っている。

政府としては、このような取組を通じて、首都直下地震等の発生時においても業務を円滑に継続することができるよう、業務継続体制を構築していくこととしている。

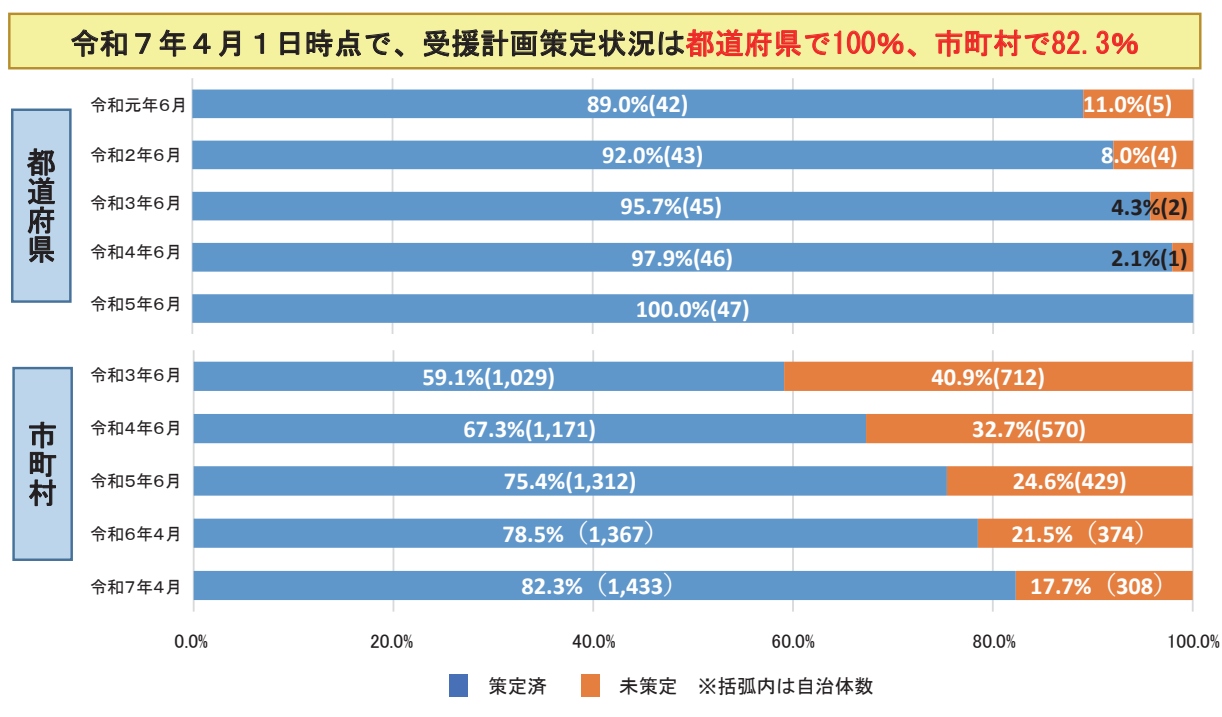
なお、令和7年12月19日に公表された「首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書」等を踏まえ、政府業務継続計画の見直しを進めている。

(2) 地方公共団体の業務継続体制の構築

地方公共団体は、災害発生時においても行政機能を確保し業務を継続しなければならない。このため、地方公共団体において業務継続計画を策定し、業務継続体制を構築しておくことは極めて重要である。地方公共団体における業務継続計画の策定状況は、都道府県においては平成28年4月現在で100%に達し、市町村においても令和5年6月現在で100%に達した。

また、被災地方公共団体は、自らの体制だけで膨大な災害対応業務を行うことは困難であることから、国や他の地方公共団体等からの応援職員等を迅速・的確に受け入れて情報共有や各種調整等を行うため、受援計画を策定し、受援体制の整備を図ることが重要である。地方公共団体における受援計画の策定状況は、都道府県においては令和5年6月現在で100%に達し、市町村においては令和7年4月現在で82.3%となっている（[図表 1-9-1](#)）。

図表 1-9-1 地方公共団体における受援計画の策定状況



出典：令和元年6月、令和2年6月、令和3年6月：地方公共団体における業務継続計画策定状況の調査結果（総務省消防庁調査）

令和4年6月：地方公共団体における業務継続計画等の策定状況の調査結果（総務省消防庁調査）

令和5年6月、令和6年4月、令和7年4月：地方公共団体における業務継続計画・受援計画策定状況の調査結果（内閣府（防災）及び総務省消防庁調査）

内閣府では、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（平成27年5月策定）、「大規模災害発生時における地方公共団体の業務継続の手引き」（令和5年5月改訂）及び「市町村のための人的応援の受入れに関する受援計画作成の手引き」（令和7年4月改訂）を策定し、周知しているほか、地方公共団体における業務継続体制や受援体制の構築を支援するため、消防庁と連携し、都道府県・市町村の担当職員を対象とした研修会・説明会を平成27年度から毎年度開催している。

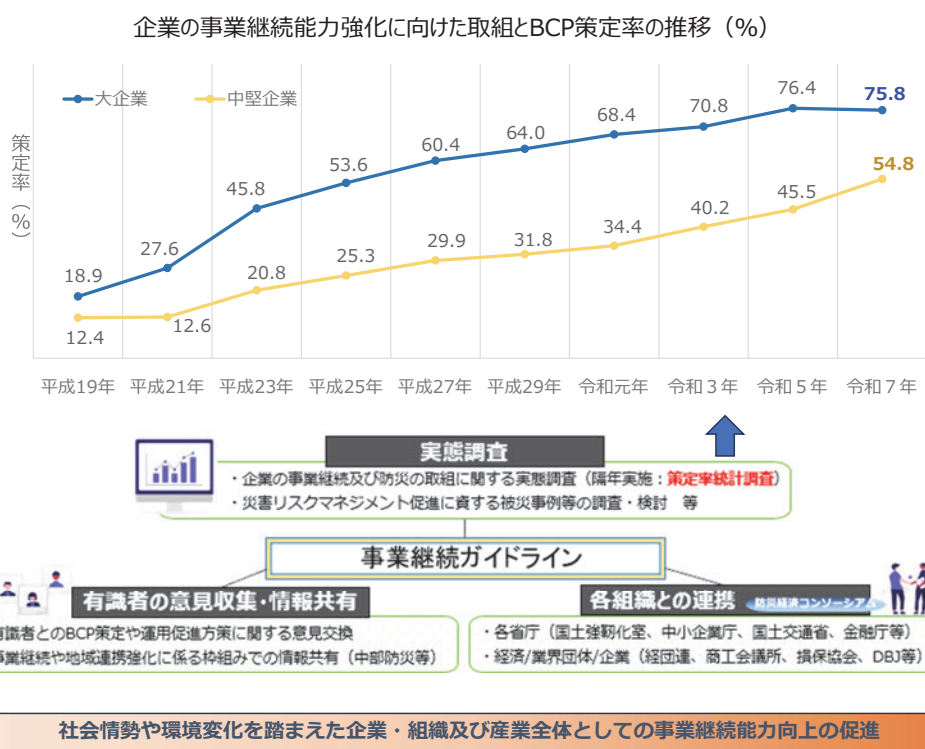
（3）民間企業の事業継続体制の構築

大規模災害等が発生して企業の事業活動が停滞した場合、その影響は当該企業にとどまらず、サプライチェーンの途絶などにより、関係取引先や地域の経済社会、ひいては我が国全体に多大な影響を与えることとなる。そのため、大規模災害等の発生時における企業の事業活動の継続を図ることは、極めて重要である。

内閣府では、企業の事業継続計画（BCP）の策定を促進するため、平成17年に「事業継続ガイドライン」を策定し、本ガイドラインに沿ったBCPの策定を推奨している。ガイドラインの内容は、社会情勢の変化等を踏まえて見直しを行ってきており、最近では、令和5年3月に改定版を公表した。また、企業における取組をより一層促進するため、BCP策定のポイントを分かりやすくまとめた簡易パンフレットや、参考となる取組事例集を作成・周知するなど、業界団体等と連携して事業継続に係る取組の普及を進めている。

内閣府では、BCPの策定率を始めとした民間企業の取組に関する実態調査を隔年度で継続して実施しており、「令和7年度企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査」では、BCPを策定した企業は大企業75.8%（前回調査（令和5年度）では76.4%）と横ばい、中堅企業54.8%（前回調査では45.5%）と増加しており、策定中を含めると大企業は87.1%、中堅企業は65.9%となっている（図表1-9-2）。

図表 1-9-2 企業の事業継続能力向上に向けた取組とBCP策定率の推移



出典：内閣府資料

1-10 産業界との連携

(1) 防災経済コンソーシアム

社会全体の災害リスクマネジメント力を向上させるため、民間事業者においても大規模な自然災害に対する事前の備えを充実していく必要がある。このための事業者の意見交換・交流の場として、平成30年に「防災経済コンソーシアム」が設立された。

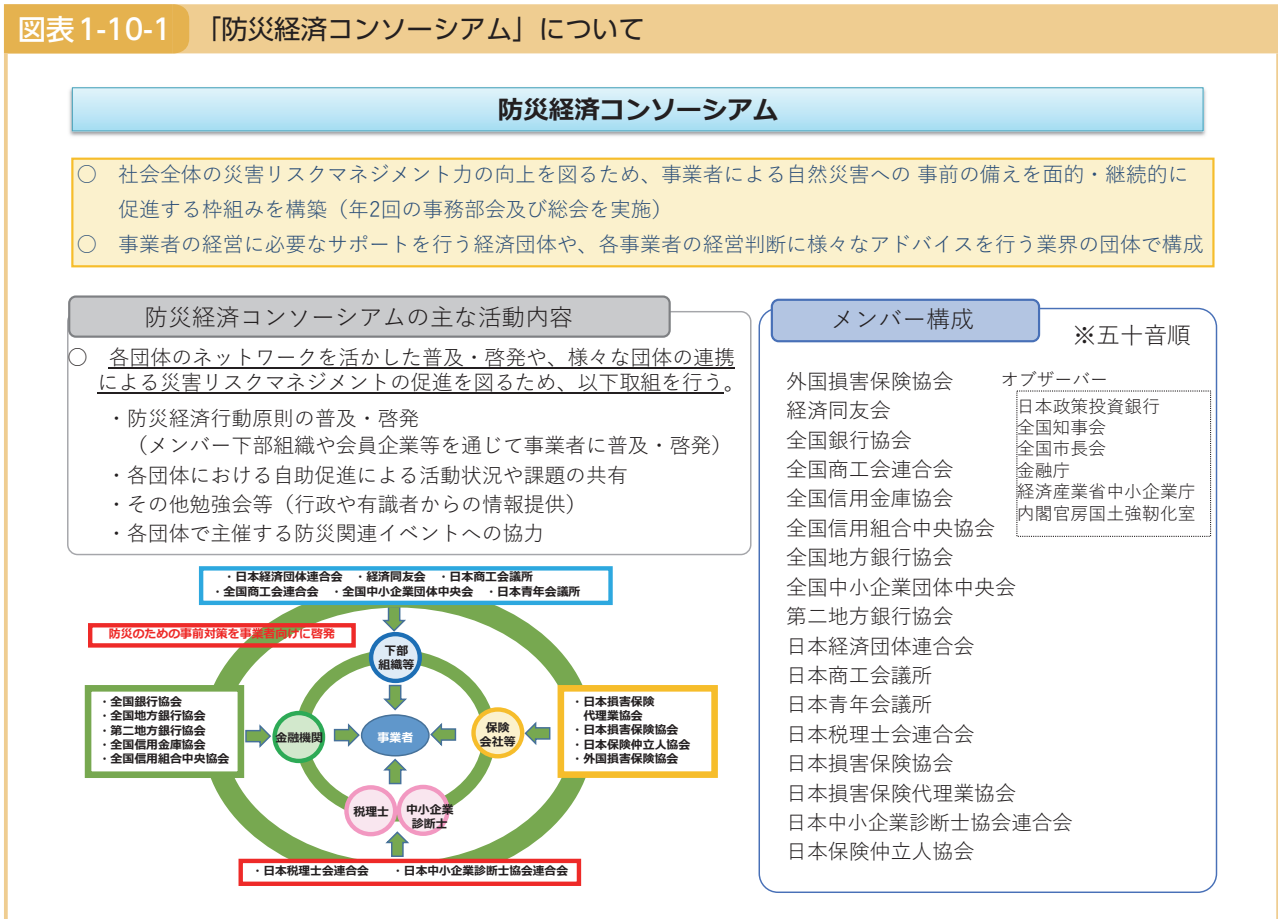
「防災経済コンソーシアム」では、それぞれの業界の特性に応じた創意工夫により、事業者の災害リスクマネジメント力向上のための普及・啓発を図る等の「防災経済行動原則」を策定し、17団体のメンバーが当該原則の理念をそれぞれの下部組織まで普及・啓発しながら、事業者の防災・事業継続力強化を支援する活動を行っている。

令和7年度は、「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」の変更、「首都直下地震対策検討ワーキンググループ報告書」の公表を踏まえた事業者の災害対応力強化等をテーマに会合を2回開催し、企業BCP・防災力強化を進めるに当たっての課題点・必要となる対応等についてのメンバー間での意見交換に加え、内閣府による防災や事業継続に関する施策の紹介、本テーマを専門分野とする有識者による講演等を実施した（図表 1-10-1）。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/consortium/index.html>）



図表 1-10-1 「防災経済コンソーシアム」について



出典：内閣府資料

(2) 防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（防テクPF）

近年、激甚化・頻発化する災害に対して、より効果的・効率的に対応していくためには、地方公共団体等においてもデジタル技術を始めとする先進技術を積極的に活用していくことが重要である。一部の地方公共団体等では、既に先進技術の活用が進められ、災害対応において効果を発揮しているものの、先進技術に関する情報収集や技術導入の機会が限られていることから、導入が進んでいない地方公共団体等も多い。

このため、内閣府においては、災害対応に当たる地方公共団体等のニーズと民間企業等が持つ先進技術のマッチングや、地方公共団体等における先進技術の効果的な活用事例の横展開等を行う場として、「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」（防テクPF）の運営を令和3年度より開始した。

同プラットフォームでは、常設のウェブサイト（以下「マッチングサイト」という。）を運営するとともに、地方公共団体等と民間企業等が交流する場となるセミナー（以下「マッチングセミナー」という。）を開催しており、令和8年3月末時点で、地方公共団体等921件、民間企業等2,237件がマッチングサイトに登録している。

これまでは地方公共団体等と民間企業等のマッチングを進めてきたが、令和7年度からは、防災ニーズを抱える民間企業と先進技術を持つ民間企業による企業間マッチングも開始している。その皮切りとして、令和7年8月には、同プラットフォーム初となる企業間マッチングイベントを開催し、企業間の個別商談会を実施している（図表 1-10-2）。

図表 1-10-2 「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」(防テクPF) の概要

「防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム」(防テクPF) の概要

- 内閣府では、災害対応を行う地方公共団体等のニーズと、民間企業等が持つ先進技術・サービスのマッチング等を行う場として、**防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム(防テクPF)**を設置
- 地方公共団体等がもつニーズと、企業等がもつ技術・サービスのオンライン/現地でのマッチング等を支援

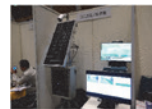


登録のメリット

- ① 様々なニーズ・技術を探索可能
- ② 最適なマッチングをサポート
- ③ 災害対応に有用な情報を収集可能

マッチングの効果

- ① 民間企業にとってはビジネスチャンスの拡大、地域防災への貢献
- ② 地方公共団体にとっては防災対策の効率化、防災課題の解決



自社の製品等をPRできるアイデア展示



企業から様々な提案が受けられる個別相談会

出典：内閣府資料

マッチングセミナーは、令和8年3月末までに計12回開催され、地方公共団体等実際に導入されている先進技術の事例紹介、災害対策・レジリエンス強化を目的とした地方公共団体等の取組紹介、民間企業等から地方公共団体等へ直接一対一による自社の技術の紹介及び自団体の課題やニーズ等の相談ができる「個別相談会」等を実施している。

令和7年10月に徳島県徳島市で開催した第11回マッチングセミナーにおいては、「南海トラフ巨大地震に備え、みんなで創るレジリエントな地域社会」をテーマに、切迫性が高まる南海トラフ巨大地震の発生に備え、地域社会全体における更なる防災意識醸成を図るべく、有識者による講演、国による対策の説明、他地域での取組事例の紹介等を行った。

また、令和8年2月に東京都で開催した第12回マッチングセミナーにおいては、東京都のスタートアップ支援拠点施設にて、地方公共団体・企業・スタートアップ企業が集い、地域防災力の強化や新たな防災産業の可能性について共に考える機会につなげるべく、有識者や企業等によるパネルディスカッション、スタートアップ企業による技術・ソリューションピッチ等を行った。

(3) 防災技術の研究開発、実装及び国際展開

今後発生が懸念される南海トラフ地震や首都直下地震等の大規模災害や頻発する風水害等による被害を大きく軽減するため、先端的な技術の開発を促進するとともに、開発された最新技術等を防災現場に導入し、防災力の向上を図ることが重要である。

そこで令和8年度から設置する防災技術や現場ニーズに明るい有識者により構成する防災技術の研究開発と実装の推進に係る有識者会議の下、防災現場における技術シーズやニーズを分野横断的に整理した上で、開発・実装を優先して推進すべき研究テーマを特定し、研究テーマに応じて事前防災対策総合推進費の活用による関係省庁が連携した取組への支援や機能要求水準の提示による民間投資の

促進など推進方策を通じた研究開発を促進する。

また、防テックPFや技術カタログなど、ニーズ側と技術製品等のマッチング機会の創出等を通じて、現場での活用を踏まえたニーズを技術開発・商品化に反映して好循環を生み出し、防災産業を振興することで、防災現場への最新技術の実装を促進する。

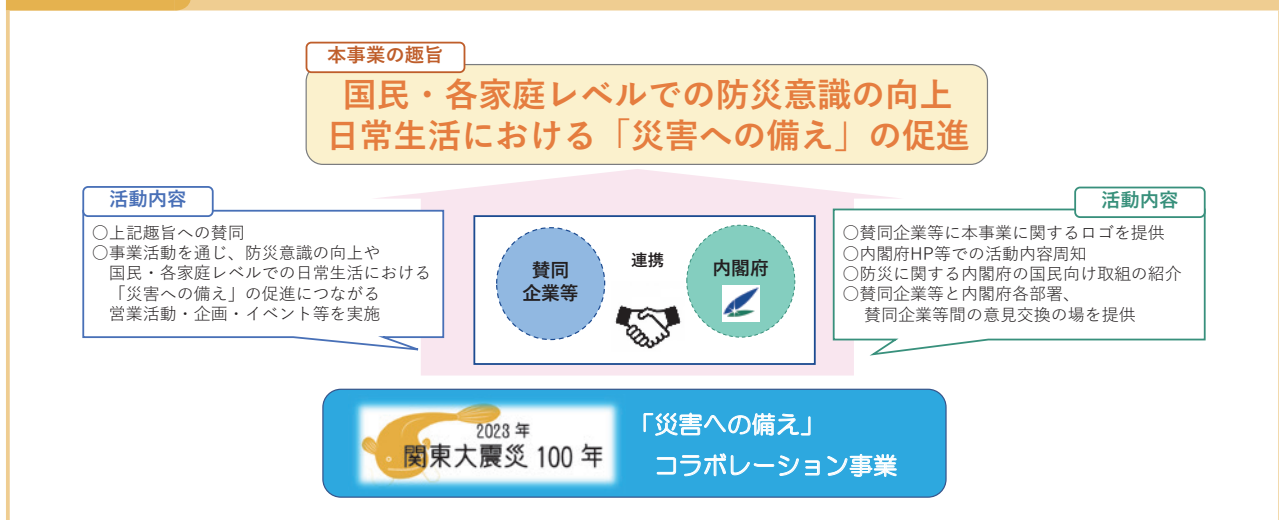
さらに、日本企業の比較優位性の高い防災技術やターゲット国等を明確化し、官民一体となった取組を進めるなど、災害大国である日本が蓄積してきた知見・ノウハウ等を活用して防災技術の海外展開に向けた取組を積極的に推進する。

(4) 「災害への備え」コラボレーション事業

内閣府では、関東大震災から100年の節目を迎える令和5年を巨大災害に対する備えを強化する重要な機会と捉えて、国民・家庭・事業所の各レベルで防災意識を高め、日常生活における「災害への備え」を促進するため、コラボレーションする民間企業等を募集し、平素の事業活動を通じて広汎な普及啓発を推進する「災害への備え」コラボレーション事業を開始した(図表1-10-3)。

本事業には、令和7年3月末現在で147の企業等が賛同しており、各企業等による「災害への備え」に関する活動の実施、イベント等への内閣府の参画のほか、令和7年1月には内閣府及び有識者と賛同企業等による南海トラフ地震臨時情報についてのセミナーを開催した。

図表1-10-3 「災害への備え」コラボレーション事業



出典：内閣府資料

【コラム】

企業間マッチングの促進を目指し第1回企業間マッチングイベントを開催

これまで、防災×テクノロジー官民連携プラットフォーム（以下「防テクPF」という。）では、地方公共団体等と民間企業等のマッチングを進めてきたが、令和7年度からは、防災ニーズを抱える民間企業と先進技術を持つ民間企業による企業間マッチングの取組も開始し、企業の防災・事業継続力強化を促し、社会全体のレジリエンス力の強化に向けた取組を進めているところである。

その皮切りとして、独立行政法人中小企業基盤整備機構（以下「中小機構」という。）と連携し、防テクPF事業初となる企業間マッチングイベントを令和7年8月5日にオンラインで開催した。本イベントでは、内閣府から今後想定される大規模災害や企業BCPの重要性等に関する講演に加え、中小機構から中小企業支援事業の紹介を行うとともに、中小機構が運営するB to BマッチングサイトであるJ-GoodTech（ジェグテック）と連携し、企業間の個別商談会を実施した。防災・事業継続に関するニーズを持つ25企業・42ニーズに対して300件近い提案があった。

ニーズ企業からは「各社の技術の違いや費用感が把握できてよかった。」「提案内容が幅広く、適切なソリューションが見つかる可能性を感じた。」等、前向きなコメントを頂いた。

また、企業間マッチングの開始と合わせて、マッチングサイトのリニューアルを実施した。企業間マッチングを促進するため、企業による「ニーズの登録機能」、「企業ニーズの検索機能」及び「商品・サービス等の検索機能」の追加を行うとともに、サイト全体の構成の見直しや既存メニューの機能性向上も図っており、自治体・企業双方における防災ニーズに関するマッチングの更なる拡大を目指していく。

マッチングサイトのリニューアルについて

- 企業間マッチングの促進を目指して、防テクPFマッチングサイトのリニューアルを実施
- 企業ニーズの登録機能ならびに企業による商品・サービス等の検索機能を追加
あわせて、サイト全体の構成の見直しや既存メニューの機能性向上を図り、サイト全体の利便性も向上

防テクPFマッチングサイトトップ画面

- ◎ サイトの利便性の向上
 - ・情報整理の上メニューバーを設置し、各種情報へのアクセス性を向上
 - ・検索項目（団体名、商品名等）を追加し、より使いやすい仕様に
- ◎ ニーズ登録ならびにマッチングの促進
 - ・公的機関間のニーズ検索機能追加
 - ・ログイン後トップ画面への登録ニーズ・商品・サービスに対する「マッチング一覧」の表示機能追加
- ◎ 企業間マッチング促進を目指した機能追加
 - ・企業ニーズの登録機能
 - ・企業による企業ニーズの検索ならびに商品・サービス等の検索機能

企業アカウントトップ画面

参照（防テクPF）：<https://bosaitech-pf.go.jp/pages/b2bmatching-01>



1-11 学術界の取組

我が国では、地震・津波・噴火・豪雨等の自然現象、土木・建築等の構造物、救急医療・環境衛生等の医療・衛生、経済・地理・歴史等の人々の営み、情報、エネルギー等の様々な領域において、防災についての研究活動が行われている。東日本大震災を受け、これらの分野の総合的で複合的な視点からの防災・減災研究が不可欠であり、専門分野の枠を超えた異なる分野との情報共有や交流を進め、学際連携を行うことの必要性が認識された。このため、日本学術会議や関係する学会等での議論を経て、防災減災・災害復興に関わる学会のネットワークとして、平成28年1月に47の学会が連携した「防災学術連携体」が発足した。令和8年3月末現在、63学協会（正会員60学会、特別会員3協会）が同連携体に参加している。

同連携体は、日本学術会議防災減災学術連携委員会と共同で、令和7年8月に第7回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」を開催し、「能登半島地震・豪雨災害の教訓に基づく広域地域災害への備え」をテーマに、中央省庁及び学術界からそれぞれの取組を発表した。また、同連携体は、令和7年4月及び令和8年1月に公開シンポジウムを開催し、防災科学が果たすべき役割について広く意見交換を実施した。



第7回「防災に関する日本学術会議・学協会・府省庁の連絡会」

1-12 男女共同参画の視点からの災害対応の取組強化

災害は全ての人の生活を脅かすが、性別や年齢、障害の有無などの違いにより受ける影響が異なることが知られている。災害に強い社会の実現のために、女性や子ども、高齢者、障害がある方など、それぞれのニーズの違いを踏まえた災害対応を行うことにより、人々が災害から受ける影響を最小限にすることが重要である。内閣府では男女共同参画の視点からの防災・復興の取組を推進している。

男女共同参画の視点を取り入れた防災・復興体制の確立には、意思決定の場や災害の現場に女性が参画することが不可欠である。そこで「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）において、都道府県・市町村防災会議における女性委員の割合を令和12年までに30%にすることや、災害対策本部の本部員に占める女性の割合の向上等を成果目標に掲げている（**図表 1-12-1** 及び **図表 1-12-2**）。

目標達成の具体的な取組として、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」（令和2年5月策定。以下本項において「ガイドライン」という。）に基づく地方公共団体の取組状況調査を実施し、公表に当たって、各団体の取組状況が一目で分かるよう「見える化マップ」を作成している。また、地方公共団体の首長や管理職を含む災害対応を担う職員に対し、ガイドラインを踏まえた研修を実施し、防災分野における女性の参画の必要性について意識の向上を図っている。

令和7年5月には、令和6年能登半島地震で対応に当たった被災自治体や応援自治体、民間団体等の平時の備えや発災後の対応、復旧・復興の取組等、ガイドラインに基づく対応状況を把握するための調査を実施し、今後の災害対応に向けた取組の方向や提言を取りまとめた報告書を公表した。

（参照：https://www.gender.go.jp/research/kenkyu/notohanto_r7_research.html）



令和7年9月、上記調査で収集した好事例を踏まえ、「防災推進国民大会（ぼうさいこくたい）2025」において「広げよう！女性の防災ネットワーク」と題したセッションを開催し、今後の災害対応において女性防災リーダーを育成する団体が平時からつながり、災害時に迅速に連携して支援を行うための課題や方向性について議論した。令和7年10月からは、女性防災リーダーの全国的なネットワーク構築を目的とした事業を開始し、平時の防災力向上や災害時の初動段階から男女共同参画の視点から支援活動を実践するための仕組みづくりに向けて取り組んでいる。

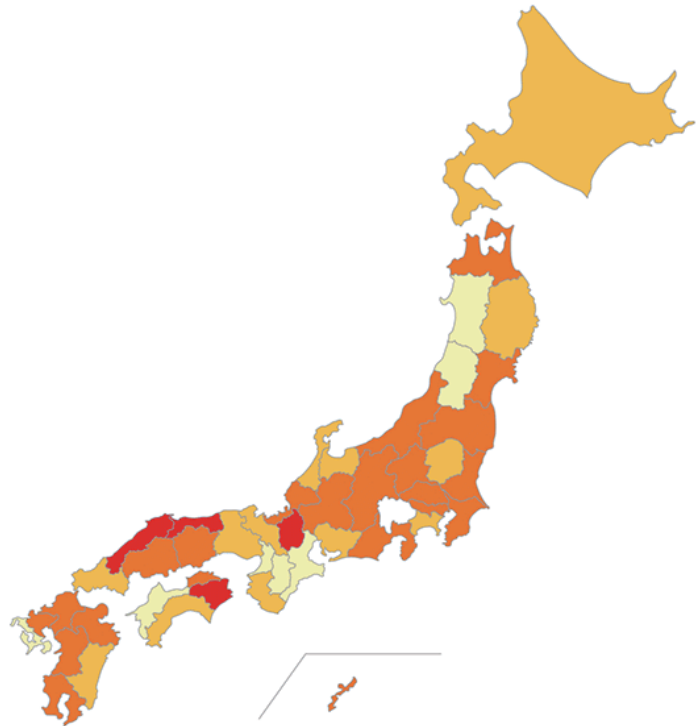
内閣府はこれからも男女共同参画の視点に立った取組を進め、地域の災害対応力の向上につなげていく。

* 第6次男女共同参画基本計画において掲げる主な取組：

- ・ 地方防災会議委員のうち、「指定行政機関の長又はその指名する職員（1号委員）」の選定について、関係省庁に対し、弾力的な女性の登用を促す。
- ・ 都道府県防災会議における女性委員の割合について、各都道府県に対して、女性の参画拡大に向けた取組を促進するよう要請する。また、女性委員のいない市町村防災会議の早期解消とともに、女性委員の割合を増大する取組を促進するため、都道府県と連携し、女性を積極的に登用している市町村の好事例の展開などを行う。
- ・ 地方公共団体の災害対策本部について、女性職員や男女共同参画担当職員の配置、構成員となる男性職員に対する男女共同参画の視点からの取組に関する理解促進等が図られるよう、平時から働き掛けを行うとともに、発災時に、現地に国の職員を派遣することや、被災経験や支援実績のある男女共同参画センター等による協力を含め、支援の強化を進める。
- ・ 女性防災リーダーや女性防災士等の育成及び育成した女性防災人材の活躍を支援する地方公共団体や民間団体等の事例を展開し、全国的な女性防災人材のネットワークの構築・拡大に向けた取組を促す。

図表 1-12-1 都道府県防災会議における委員に占める女性の割合

都道府県	委員総数 (人)	女性(人)	女性割合 (%)	
徳島県	80	38	47.5	40%以上 4団体
滋賀県	77	36	46.8	
高知県	72	30	41.7	
鳥取県	69	28	40.6	
福井県	52	20	38.5	20%以上～ 40%未満 22団体
埼玉県	73	27	37.0	
熊本県	69	24	34.8	
福島県	68	23	33.8	
東京都	89	28	31.5	
鹿児島県	57	17	29.8	
宮城県	60	17	28.3	
茨城県	52	14	26.9	
佐賀県	72	19	26.4	
福岡県	61	16	26.2	
山梨県	65	16	24.6	
岡山県	58	14	24.1	
青森県	59	14	23.7	
岐阜県	60	14	23.3	
大分県	73	16	21.9	
長野県	80	17	21.3	
千葉県	52	11	21.2	
静岡県	62	13	21.0	
群馬県	53	11	20.8	
北海道	75	15	20.0	
新潟県	25	5	20.0	
香川県	60	12	20.0	
石川県	71	14	19.7	
京都府	66	13	19.7	
兵庫県	59	11	18.6	
富山県	67	12	17.9	
和歌山県	57	10	17.5	
北海道	69	12	17.4	
愛知県	72	12	16.7	
山口県	60	10	16.7	
山形県	60	10	16.7	
徳島県	55	9	16.4	
宮城県	57	9	15.8	
神奈川県	57	9	15.8	
岩手県	78	12	15.4	
秋田県	61	9	14.8	
長崎県	68	9	13.2	
奈良県	61	8	13.1	
大阪府	63	8	12.7	
三重県	65	8	12.3	
愛媛県	61	7	11.5	
山形県	62	7	11.3	
山梨県	66	6	9.1	
合計	3,008	700	23.3	



(備考) 1.資料出所は内閣府「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況」(2024年度)。
 2.原則として2024年4月1日時点(一部の地方公共団体においては、異なる場合あり)のデータとして各地方公共団体から提出のあったものを基に作成したものである。
 3.女性割合は小数点第2位を四捨五入したもの。
 4.小数点第2位が同率の場合は建制順とした。
 5.データの表記の都合上、島の省略などを行っているものがある。

出典：「地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和6年度）」より内閣府作成

図表 1-12-2 第6次男女共同参画基本計画における都道府県防災会議及び市町村防災会議の成果目標と現状値

項目	現状	成果目標（期限）
都道府県防災会議の委員に占める女性の割合	23.3% (2024年)	30% (2030年)
市町村防災会議の委員に占める女性の割合		
女性委員が登用されていない組織数	265 (2024年)	0 (2030年)
委員に占める女性の割合	11.3% (2024年)	15%（早期）、 更に30%を目指す（2030年）

出典：「第6次男女共同参画基本計画」（令和8年3月13日閣議決定）、地方公共団体における男女共同参画社会の形成又は女性に関する施策の推進状況（令和6年度）」より内閣府作成

第2節 防災体制・災害発生時の対応及びその備え

2-1 災害対策基本法、災害救助法等の改正

令和6年能登半島地震は、石川県能登地方を中心に、多くの人命や家屋、ライフラインへの甚大な被害をもたらすとともに、被害の範囲は、新潟県や富山県等にも広く及んだ。令和6年能登半島地震は、山がちな半島という地理的特徴、高齢化の著しい地域という社会的特徴、元日の夕刻、厳冬期の発災という季節的特徴の下で発生したこともあり、災害対応上、教訓とすべき様々な課題が明らかになった。

内閣府においては、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ」を設置して議論を重ね、応急対策や生活支援策の今後の方向性について検討を行い、令和6年11月に「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について（報告書）」が取りまとめられた。

これを受け、国による地方公共団体に対する支援体制の強化、被災者に対する福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等を法制上措置するため、「災害対策基本法」、「災害救助法」（昭和22年法律第118号）等を改正する「災害対策基本法等の一部を改正する法律」（令和7年法律第51号）が令和7年6月4日に公布・一部施行され、同年7月1日に全面施行された。

図表2-1-1 災害対策基本法等の一部を改正する法律の概要

公布：令和7年6月4日
施行：令和7年6月4日/同年7月1日

災害対策基本法等※の一部を改正する法律の概要

※ 災害対策基本法、災害救助法、水道法、大規模災害復興法、大規模地震対策法、内閣府設置法

趣旨

令和6年能登半島地震の教訓等を踏まえ、災害対策の強化を図るため、国による支援体制の強化、福祉的支援等の充実、広域避難の円滑化、ボランティア団体との連携、防災DX・備蓄の推進、インフラ復旧・復興の迅速化等について、以下の措置を講ずる。

改正内容

① 国による災害対応の強化

1) 国による地方公共団体に対する支援体制の強化 ★災害対策基本法

2) 司令塔として内閣府に「防災監」を設置 ★内閣府設置法

- 国は、地方公共団体に対する応援組織体制を整備・強化。
- 国は、地方公共団体からの要請を待たず、先手で支援。

③ インフラ復旧・復興の迅速化

1) 水道復旧の迅速化 ★水道法

- 日本下水道事業団の業務として、地方公共団体との協定に基づく水道復旧工事を追加。また、水道事業者による水道本管復旧のための土地の立入り等を可能とする。

水道の復旧
(被災した浄水場)

2) 宅地の耐震化（液状化対策）の推進 ★災害対策基本法

3) まちの復興拠点整備のための都市計画の特例 ★大規模災害復興法

② 被災者支援の充実

1) 被災者に対する福祉的支援等の充実 ★災害救助法、災害対策基本法

- 高齢者等の要配慮者、在宅避難者など多様な支援ニーズに対応するため、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」を追加し、福祉関係者との連携を強化。災害対策基本法においても「福祉サービスの提供」を明記。
- 支援につなげるための被災者、避難所の状況の把握。

車中泊への対応 高齢者等への対応

2) 広域避難の円滑化 ★災害対策基本法

- 広域避難における、避難元及び避難先市町村間の情報連携の推進。
- 広域避難者に対する情報提供の充実。
- 市町村が作成する被災者台帳について、都道府県による支援を明確化。

3) 「被災者援護協力団体」の登録制度の創設

- 避難所の運営支援、炊き出し、被災家屋の片付け等の被災者援護に協力するNPO・ボランティア団体等について、国の登録制度を創設。
- 登録被災者援護協力団体は、市町村から、被災者等の情報の提供を受けることができる。
- 都道府県は、災害救助法が適用された場合、登録団体を救助業務に協力させることができ、この場合において実費を支弁。
- 国は、必要な場合、登録団体に協力を求めることができる。国民のボランティア活動の参加を促進。

炊き出し 被災家屋の片付け

4) 防災DX・備蓄の推進 ★災害対策基本法

- 被災者支援等に当たって、デジタル技術の活用。
- 地方公共団体は、年一回、備蓄状況を公表。

出典：内閣府資料

2-2 防災基本計画の修正

防災基本計画は、「災害対策基本法」第34条第1項の規定に基づき中央防災会議が作成する我が国の防災に関する基本的な計画であり、「災害及び災害の防止に関する科学研究の成果並びに発生した災害の状況及びこれに対して行なわれた災害応急対策の効果を勘案して毎年防災基本計画に検討を加え、必要があると認めるとき」は修正することとされている。また、防災基本計画に基づき、地方公共団体は地域防災計画を、指定行政機関及び指定公共機関は防災業務計画を作成することとされている。

(参照: <https://www.bousai.go.jp/taisaku/keikaku/kihon.html>)



最近では、令和7年7月に防災基本計画の修正を行った(図表2-2-1)。主な修正内容としては、令和7年の「災害対策基本法」等一部改正を始めとする関連法令の改正を踏まえた修正や、令和6年能登半島地震の教訓を踏まえた災害対策の強化として、避難生活環境の確保などの被災者支援の充実、保健医療福祉支援の強化、官民連携や人材育成の推進、防災DXの加速等に係る修正のほか、大船渡市林野火災の教訓を踏まえた修正を行うなどしている。

図表2-2-1 防災基本計画修正(令和7年7月)の概要

防災基本計画修正(令和7年7月)の概要	
<p>■ 防災基本計画 災害対策基本法に基づき、中央防災会議が作成する我が国の防災に関する総合的かつ長期的な計画で、指定行政機関や指定公共機関が作成する防災業務計画や、自治体が作成する地域防災計画の基本となるもの</p>	
<p>主な修正項目</p> <p>関連する法令の改正を踏まえた修正</p> <p><災害対策基本法等の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 国による災害対応の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方公共団体の要請を待たない、国の応援の実施 ・ 市町村から国に対する応急措置実施の要請 ・ 防災監の政府災害対策本部への参画 ○ 被災者支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 在宅・車中泊避難者へのDWAT派遣による福祉サービスの提供 ・ 広域避難時の避難元・避難先市町村間の情報連携 ・ 被災者支援協力団体の登録・データベース化、平時からの連携 ・ 地方公共団体による物資の備蓄状況の公表 ○ 復旧・復興の迅速化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前復興まちづくり計画策定等による復興事前準備の推進 <p><道路法等の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 道路啓開計画の策定・定期的な見直しの法定化 <p><航空法等の改正></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地方管理空港等の災害復旧工事等の国による代行 <p>その他の最近の施策の進展等を踏まえた修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における船舶活用医療の提供 ・ 避難所でのこども・若者の居場所の確保 ・ 港湾における官民協働での高潮対策(協働防護) ・ 広域に降り積もる火山灰への対策(住民の安全確保等)の推進 <p><岩手県大船渡市林野火災を踏まえた林野火災編の見直し></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 広報・啓発等を通じた林野火災の予防の強化 ・ 地上・空中消火の連携による消火活動、車両・資機材の整備 	<p>令和6年能登半島地震を踏まえた修正</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 被災者支援の充実 <ul style="list-style-type: none"> ・ 避難生活における生活環境確保に係る取組の充実化 ・ 協定・届出避難所に係る情報の事前把握 ・ キッチンカー・トレーラーハウス等の登録・データベース化 ・ 迅速なプッシュ型支援のための国の備蓄物資の分散備蓄 ○ 保健医療福祉支援の体制・連携の強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 保健医療福祉活動チーム間の平時からの連携体制の構築 ・ 発災後速やかなDHEAT派遣、保健師等チームの充実・強化 ○ 官民連携や人材育成の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・ 国と全国域の災害中間支援組織(JVOAD)の連携 ・ 避難生活支援リーダー/サポーターの育成・確保、データベース化 ○ 消防防災力の充実強化 <ul style="list-style-type: none"> ・ 消防団と多様な主体(自主防災組織・防災士等)の連携 ・ 津波浸水想定を勘案した消防体制の整備 ○ インフラ・ライフラインの復旧迅速化、代替性の確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な主体と連携したTEC-FORCE支援活動の実施 ・ 上下水道一体での災害対応の実施(最優先復旧箇所の事前選定等) ・ 災害用井戸・湧水等の活用による代替水源の確保 ○ 被災地における学びの確保 <ul style="list-style-type: none"> ・ 被災地学び支援派遣等枠組み(D-EST)による教職員等の派遣 ○ 防災DXの加速 <ul style="list-style-type: none"> ・ 新総合防災情報システム(SOBO-WEB)や新物資システム(B-PLo)の利活用促進、研修・訓練の実施 ・ 防災IoTシステムによる被災状況の迅速な共有 ・ 避難所開設時における全国共通避難所・避難場所IDの報告

2-3 地方公共団体の首長、職員に対する研修内容の充実

迅速かつ的確な災害対応は、地方公共団体の首長や防災担当職員の知識と経験によるところが大きい。このため、内閣府においては「危機事態に迅速・的確に対応できる人」や「国・地方のネットワークを形成できる人」を目指すべき人物像とした人材育成を行うために、平成25年度から地方公

共団体の職員等を対象とする「防災スペシャリスト養成」に資する研修を企画・運営している。

令和7年度は、法令制度等の防災基礎から指揮統制等の防災マネジメントに至る防災業務全般の知識・技術を習得する「有明の丘研修」を、9月から11月期及び12月から3月期にオンデマンド形式の座学及び集合形式（対面）の演習で実施した。なお、令和7年度も引き続き、一部コースで職位別演習を実施するとともにテスト内容を見直すなど、より知識を習得・定着できるようにしている。

また、地域特性による災害対応の課題を踏まえた地域防災力の向上を目的とし、都道府県及び内閣府の共催で実施している「地域研修」を全国16か所で実施した。なお、令和7年度は、地域のニーズが多い研修テーマに関する「標準カリキュラム（案）」を作成するとともに次年度の募集時期を大幅に前倒しするなど、より都道府県が応募しやすいものとした。

さらに、災害対応の現場で防災業務を行う応援職員等が、短時間に担当業務の基礎的な知識を習得するための「災害対応eラーニング」については、令和7年3月に「要配慮者への支援」及び「保健活動」を公開するとともに、引き続き、「避難所開設・運営」、「住家被害認定調査・罹災証明書交付」、「避難情報の判断・伝達」、「災害廃棄物処理」及び「遺体の取扱い」の5テーマの運用を行った。

これら研修の企画・運営に当たっては、防災関連の有識者からなる「防災スペシャリスト養成」企画検討会を開催し、社会情勢・ニーズ等を踏まえた助言を勘案しながら研修内容等の見直し及び拡充を図った。

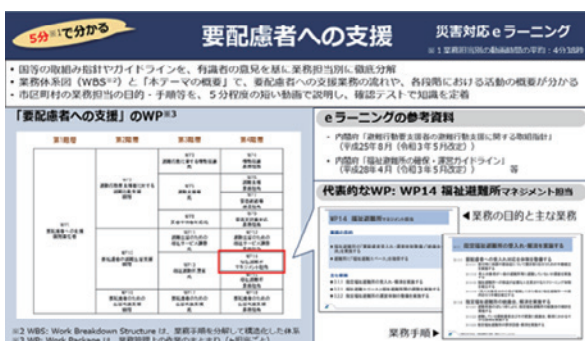
大規模な災害発生時は、地方公共団体の首長や危機管理・防災責任者等が国や他の地方公共団体等と密接に連携しながら迅速かつ的確な災害対応を図る必要がある。このため、全国の市区長・町村長を対象とした「全国防災・危機管理トップセミナー」を内閣府及び消防庁の共催で実施し、災害発生時に十分なリーダーシップを発揮できるよう、災害危機管理における対応力の向上に資する支援を行った。また、都道府県及び政令指定都市の部局長・危機管理監等を対象とした「防災・危機管理特別研修」や市町村の危機管理・防災責任者を対象とした「自治体危機管理・防災責任者研修」を内閣官房、内閣府及び消防庁の共催で実施し、初動対応や災害対応の各フェーズで必要となる知識・技術を深め、平時から「顔の見える関係」の構築を図った。



「有明の丘研修」の様子



「地域研修（山形県）」の様子



「災害対応eラーニング」（要配慮者への支援）



「全国防災・危機管理トップセミナー」の様子

2-4 指定緊急避難場所と指定避難所の確保

「指定緊急避難場所」とは、津波や洪水等による危険が切迫した状況において、住民等の生命の安全の確保を目的として住民等が緊急に避難する施設又は場所を位置付けるものであり、「指定避難所」とは、避難した住民等を災害の危険性が無くなるまで必要な期間滞在させ、又は災害により家に戻れなくなった住民等を一時的に滞在させることを目的とした施設となっている。

東日本大震災時においては、避難場所と避難所が必ずしも明確に区別されておらず、そのことが被害拡大の一因ともなった。このため、内閣府は平成25年に「災害対策基本法」を改正し、市町村長は指定緊急避難場所及び指定避難所を区別してあらかじめ指定し、その内容を住民に周知（公示）しなければならないこととした。令和7年4月1日現在の指定緊急避難場所の指定状況は次表（**図表2-4-1**）のとおりとなっている。

図表2-4-1 指定緊急避難場所の指定状況

	指定緊急避難場所の指定状況							
	洪水	崖崩れ、土石流及び地滑り	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	火山現象
指定箇所数 (箇所)	73,134	68,481	24,870	88,104	40,689	42,315	36,517	10,658

出典：内閣府・消防庁「指定緊急避難場所の指定の促進及び適切な指定等について」別紙1 指定緊急避難場所の指定状況（令和7年4月1日現在）を基に内閣府作成（それぞれの区分毎に複数回答あり）

また、指定緊急避難場所及び指定避難所は国土地理院が管理するウェブ地図「地理院地図」で閲覧できるようにしている。

（参照：<https://www.gsi.go.jp/bousaichiri/hinanbasho.html>）



内閣府は、消防庁とともに、地方公共団体に対して指定緊急避難場所の指定等を促しているところである。また、災害の種類ごとに指定緊急避難場所を指定することとなっているため、案内板等を整備又は更新する際は、避難者が明確に判断できるように制定した「災害種別避難誘導標識システム（JIS Z 9098）（平成28年3月）」になら表示するように全国の地方公共団体に呼び掛けている（**図表2-4-2**）。なお、災害種別避難誘導標識システムの国際規格（ISO 22578）が令和4年2月に発行された。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/kyoiku/zukigo/index.html>）



また、令和7年7月に発生した「カムチャツカ半島東方沖を震源とする地震」等を受け、令和8年1月に「指定緊急避難場所の指定に関する手引き」を改定し、指定緊急避難場所の環境整備や移動方法等について追加した。

「災害対策基本法」第49条の7の規定に基づく指定避難所に加え、指定避難所だけでは避難所が不足する場合等に備えて、協定・届出等による避難所の確保を行うよう、全国の自治体に対して呼び掛けている（令和7年10月1日時点、108,405か所）。

また、避難所をめぐる「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」（令和6年11月令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応検討ワーキンググループ策定）において、快適なトイレ環境の確保、温かく栄養バランスの取れた食事の提供等に課題があったとされたことから、スフィア基準等も踏まえ、令和6年12月に「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組

図表 2-4-2 災害種別避難誘導標識システムによる案内板の表示例



出典：内閣府資料

指針」、同取組指針に基づく「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン」及び「避難所におけるトイレの確保・管理ガイドライン」を改定し、公表した。その中では、避難所設置、運営訓練の実施や避難所も含めた自治体における災害物資や資機材の備蓄の推進について規定している。

(参考：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/index.html>)



2-5 個別避難計画の作成

近年の災害において多くの高齢者や障害者等が被災している。このため、「令和元年台風第19号等を踏まえた高齢者等の避難に関するサブワーキンググループ」(以下「高齢者SWG」という。)の最終取りまとめ等において、自ら避難することが困難な高齢者・障害者等の避難行動要支援者ごとの避難支援等を実施するための計画である個別避難計画の作成を一層推進することにより、高齢者等の円滑かつ迅速な避難を図る必要があるとの指摘を受けた。そして、一部の市町村において作成が進められている個別避難計画について、全国的に作成を推進する観点から、個別避難計画の作成を市町村の努力義務とすることが適当とされた。

高齢者SWGからの提言を踏まえ、「災害対策基本法」が令和3年5月に改正・一部施行されたことを受け、市町村における個別避難計画の円滑な作成を推進するため、「避難行動要支援者の避難行動支援に関する取組指針」を改定・公表し、市町村が優先度が高いと判断する避難行動要支援者について、おおむね5年程度で個別避難計画の作成に取り組むことや個別避難計画の作成手順などを示した。

なお同指針については、前回の改定以降一定の期間が経過したことから、「令和6年能登半島地震を踏まえた災害対応の在り方について」等の内容を反映すべく、令和7年6月に更新を行った。

個別避難計画作成の所要経費については、令和3年度に新たに地方交付税措置を講ずることとされ、令和8年度においても引き続き講ずることとされている。

個別避難計画を作成する市町村により、災害の態様やハザードの状況、気候に加え、人口規模、年齢構成、避難先の確保状況など、地域の状況が異なり、個別避難計画の作成に当たって課題となる事柄は様々である。

このため、個別避難計画の作成促進に向けた取組として、都道府県を対象としたモデル事業や、先導的に取り組んでいる自治体職員を全国の自治体に派遣するピアサポート(サポーター派遣)事業等を実施することで、令和7年度54自治体(令和3年度以降延べ289自治体)を支援し、個別避難計画の効果的・効率的な作成手法を構築して、全国の自治体に対し、計画作成のプロセス及びノウハウの共有を図った(図表2-5-1)。

図表 2-5-1 令和7年度個別避難計画作成モデル事業について

令和7年度 内閣府の取組（個別避難計画の作成促進に向けて）

1. 都道府県を対象とした連携支援事業の実施

都道府県による市町村支援のため、地域の実情に応じた様々な取組事例を収集、整理し、都道府県における市町村支援を可能とするための知見やノウハウなどの基盤を整備し普及を図る。

- ・令和7年度は以下の19団体採択
〔北海道、秋田県、山形県、福島県、茨城県、東京都、神奈川県、新潟県、富山県、山梨県、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県、徳島県、佐賀県、長崎県、宮崎県、鹿児島県〕

2. 都道府県個別避難計画推進会議の開催

全国都道府県の担当者の出席を得て、先進事例等の紹介、各都道府県の作成状況、市町村の取組状況を共有し、都道府県による市町村支援の促進を図る。

- ・令和7年度は6月、8月、11月に開催（計3回）

3. ピアサポート（サポーター派遣）

先導的に取り組んでいる自治体職員をサポーターとして全国の自治体に派遣し、抱えている課題に対し、助言等を行い作成につなげる。

- ・令和7年度は35団体より実施依頼書提出

4. 全国協議会の開催

福祉専門職などの全国団体との連携を図る協議会を立ち上げ、福祉団体、消防団や自主防災組織に協力を要請

- ・令和7年度は令和8年1月に開催

出典：内閣府資料

令和6年度からは、個別避難計画推進全国協議会を開催し、防災、福祉、保健等の関係者との協力の下、自治体における個別避難計画作成の取組の加速化を図っており、令和7年度においても本協議会を開催した。

これらの取組により、避難行動要支援者の避難の実効性を確保し、個別避難計画の全国的な作成推進を図った。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagyousei/yoshiensha.html>）



2-6 被災者支援の充実に向けた検討

被災者の方々が一日も早く生活再建を実現いただくためには、より効率的で質の高い被災者支援が重要である。災害ケースマネジメントとして一人一人の被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細かな支援を継続的に実施する取組もその一つである。例えばこれまで、先進的な地方公共団体の事例をまとめた「災害ケースマネジメントに関する取組事例集」（令和4年3月策定）の作成や、被災経験の有無を問わず、地方公共団体が災害ケースマネジメントを実施できるよう、標準的な手法をまとめた「災害ケースマネジメント実施の手引き」（令和5年3月策定）の作成、標準的なヒアリング様式である「被災者台帳ヒアリングシート（例）」の作成、防災基本計画への災害ケースマネジメントの位置付け等を行ってきた。

令和7年度は、災害ケースマネジメントの普及・啓発を図るために、全国の自治体と連携した説明会や平時からの体制構築を目的としたモデル事業を行うとともに、国レベルでも全国協議会を開催し、関係者間の顔の見える関係性の構築を図っている。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/hisaisyagousei/case/index.html>）



令和8年度以降も引き続き、事例集や手引きを活用し、地方公共団体職員・福祉関係者・NPO等の幅広い関係者を対象とした研修等を実施するほか、全国協議会を活用し、知見の共有を図るなど、災害ケースマネジメントの普及に向けて取り組んでいく。

また、総務省では、災害発生時に、被災者向けの生活支援情報を一冊に取りまとめたガイドブックの作成・配布、被災者からの相談に対応する通話料無料の災害専用電話及び特別行政相談所の開設を行う特別行政相談活動に取り組んでいる。令和7年度は地方支分部局である管区行政評価局等が指定地方行政機関に指定された。令和8年度以降も引き続き、特別行政相談活動の円滑な実施のため、地方公共団体等との連携強化に向けて取り組んでいく。

（参照：https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan_n/tokubetu.html）



【コラム】 被災者の身近な場所で相談できる特別行政相談所

地震や豪雨などの災害後、被災者は生活再建に向けて複雑な手続や制度に直面し、「どんな支援制度があるのか分からない。」「近くに相談できる場所がなく不安。」などといった悩みを抱えることが少なくない。総務省行政評価局は、行政相談委員、国の機関、自治体及び各種専門家が参加する「特別行政相談所」を開設し、支援制度案内や関係機関への橋渡しを通じて、被災者が一歩ずつ前に進めるよう支援している。

こうした取組は、平成5年の北海道南西沖地震以降、東日本大震災や熊本地震など過去の大規模災害から積み重ねてきた経験を基に、令和6年能登半島地震や令和7年の林野火災、大雨など、近年の災害でも継続して実施している。

能登半島地震では、多くの公共施設が被災し、相談所の会場確保が困難な中、多くの被災者が金沢市以南の避難所に広域避難していたことを考慮し、“できるところから”開設するという方針の下、まず奥能登以外の地域で相談所を開設し、現地の状況を踏まえながら奥能登地域では3月以降に開設した。

また、特別行政相談所は、1.5次避難所において常設で開設したり、定例の相談所や庁舎の空きスペースを利用し行政相談委員や行政書士等と小規模な形で開設したり、建築士や弁護士など複数の関係機関が参加する合同相談の形で開設するなど、状況に応じた形態を組み合わせ実施した。

報道では、取材に応じた70歳男性が「何度も来ている。早く対応しなければならぬ。助かります。」と語り、別の相談者は「ちょっと話せてよかった。気持ちが晴れます。」と笑顔を見せてくれた。

総務省行政評価局では、能登半島地震を始めこれまでの災害対応での経験を踏まえるとともに、令和7年6月に管区行政評価局及び沖縄行政評価事務所が指定地方行政機関に指定されたことを受け、地方公共団体や関係機関との連携をより一層強化し、被災者の身近な場所で相談できる特別行政相談所を始めとする特別行政相談活動の充実に取り組んでいく。



能登半島地震における特別行政相談所（左：穴水町、右：輪島市）

【コラム】

スフィア基準に沿った避難所の生活環境の改善に向けた取組

避難所において、避難者の方が発災直後から尊厳ある生活を営める環境を整えることは非常に重要であり、内閣府においても、発災時に避難所において良好な生活環境が確保されるよう、自治体向けの取組指針等を作成している（「避難生活における良好な生活環境の確保に向けた取組指針」（令和6年12月改定）（※1）、「避難所運営等避難生活支援のためのガイドライン（チェックリスト）」（令和6年12月改定）（※2）等）。

直近の取組指針等の改定では、スフィア基準（※3）に沿った内容等も加えており、具体的には避難所の良好な生活環境を確保するために、発災後中期段階における20人に1基のトイレの確保、温かい食事の提供、速やかなテント・パーティションやベッドの設置、入浴機会や洗濯機会の確保を求めている。

例えば、令和7年に発生した大分県大分市佐賀関の大規模火災においては、県・市備蓄物資の活用や、民間企業の協力により、迅速なテント・パーティションやベッドの設置、炊き出しによる温かい食事の提供、仮設風呂等による入浴機会の確保、ランドリーカー等による洗濯機会の確保が行われた。



テント・パーティション



段ボールベッド等の簡易ベッド



民間企業による炊き出し



ランドリーカー

（大分市佐賀関公民館：上段写真撮影 内閣府
（左下写真提供：生活協同組合コープおおいた 右下写真提供：大分県）

（※1） <https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412kankyokakuho.pdf>



（※2） https://www.bousai.go.jp/taisaku/hinanjo/pdf/2412hinanjo_guideline.pdf



（※3）「スフィアハンドブック：人道憲章と人道支援における最低基準」にまとめられている基準

【コラム】 避難生活物資の備蓄推進と国によるプッシュ型支援の枠組み

防災基本計画において、市町村は、避難所又はその近傍において地域完結型の備蓄施設を確保し、トイレ、食料、飲料水、簡易ベッド、衛生用品、要配慮者向け物資等、避難生活に必要な物資を備蓄するものとされている。

地方公共団体において、平時から必要な物資を備蓄しておくことは極めて重要であることから、令和7年「災害対策基本法」の改正により、地方公共団体の長は、毎年1回、物資の備蓄状況を公表するものとされた。

こうした地方公共団体における取組を一層推進するため、国においては、避難生活環境の抜本的な改善等に資する防災・減災に必要な資機材の整備に関し、新しい地方経済・生活環境創生交付金（令和6年度補正予算）や地域未来交付金（令和7年度補正予算）の地域防災緊急整備型等により、必要な財政的支援を行っている。

もっとも、大規模災害が発生した場合には、被災地方公共団体の備蓄物資が不足し、被災者の多様なニーズの把握や、国等への物資の要請を行うことが困難となる状況も想定される。このため、国においては、被災地からの要請を待たずに、被災地方公共団体に対し、物資の供給及び輸送を行う、いわゆるプッシュ型支援を開始することとしている。

国が行うプッシュ型支援に用いられる物資のうち、段ボールベッドのように調達に一定の時間を要するものや、キッチン設備及び入浴支援設備のように特注品であるものについては、発災直後に必要量を市場から調達することが困難である。このため、内閣府においては、地方公共団体や民間団体と、分散備蓄物資の保管等に関する協定を締結し、全国各地域に分散して物資を備蓄している。これにより、大規模災害発生時には、被災地に近い分散備蓄拠点から、被災地方公共団体に向けて、プッシュ型支援物資を迅速に搬送することが可能となっている。



新しい地方経済・生活環境創生交付金（地域防災緊急整備型）を活用したトイレカーの整備例



プッシュ型支援用物資の備蓄保管に関する協定締結

【コラム】

災害対応車両登録制度の運用開始

(背景)

令和6年能登半島地震では、キッチンカー、トレーラーハウス、トイレカー、ランドリーカー等のいわゆる災害対応車両が被災地で有効活用され、被災者に対して良好な居住環境、温かい食事、快適なトイレ環境などの提供がなされた。

一方で災害対応車両の所在情報は、行政側で十分に把握ができていなかったため、その活用の際には関係事業者に対して、被災地への提供の可否等を都度確認せざるを得ない状況があった。

このため、内閣府では平時から災害対応車両の情報をデータベース化し、発災後に被災自治体のニーズに応じて迅速に提供をするための仕組みを構築し、本格的な出水期の前となる令和7年6月1日から運用を開始した。

(制度概要)

災害対応車両登録制度の概要は、次のとおり。

- 災害対応車両（以下「車両」という。）とは、発災時に、避難所、仮設住宅若しくはトイレの用途に供され、又は、食事、洗濯若しくは入浴サービスを提供する用途に供される自走型、牽引型（トレーラー等）、運搬型（コンテナ等）の車両。
- 登録の対象は、車両又は災害対応車両調整法人（発災時に車両の配車調整等を行う法人。本項において「調整法人」という。）のいずれか。
- 内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか等を確認し、登録。また、登録した車両又は調整法人の情報は、データベース化し、自治体等へ共有。
- 被災自治体は、車両を必要とする場合、災害対応車両検索システムを参照し、所有者又は調整法人と個別に調整。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。
- 内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、「災害救助法」に基づき負担（「災害救助法」の適用災害が前提）。
上記制度の骨格は、内閣府告示（災害対応車両等登録規程）で規定。

本制度の運用開始後、令和7年8月6日からの低気圧と前線による大雨により被害を受けた熊本県が災害対応車両調整法人へ派遣要請を行い、熊本県上天草市においてムービングハウスを活用した応急仮設住宅（10戸分）を整備した（令和7年10月20日着工、同年11月27日完成）。

【災害対応車両登録制度の概要・災害対応車両に係る登録基準の概要】

災害対応車両登録制度の概要

※D-TRACEとは、「災害対応車両検索システム」の英語表記(Disaster Trailers-containers-vehicles Registration And Coordination Engine)の頭文字をとったもの

登録制度の概要

- **災害対応車両**(以下「車両」という。)とは、発災時に、避難所、仮設住宅若しくはトイレの用途に供され、又は、食事、洗濯若しくは入浴サービスを提供する用途に供される自走型、牽引型(トレーラー等)、運搬型(コンテナ等)の車両をいう。
- 登録の対象は、**車両**又は**災害対応車両調整法人**(発災時に車両の配車調整等を行う法人。以下「調整法人」という。)のいずれか。
- 内閣総理大臣は、車両の所有者又は調整法人の申請に基づき、各申請者が**発災時に被災自治体を支援する意思を有しているか、車両が登録基準に適合するか**等を確認し、登録。登録した車両又は調整法人の情報は、データベース化し、自治体等へ共有(下図①②)。
- 被災自治体は、車両を必要とする場合、**災害対応車両検索システム(D-TRACE)**を参照し、**所有者又は調整法人と個別に調整**(下図③④)。国は、被災自治体による活用を支援し、必要に応じて調整を実施。
- 内閣総理大臣は、車両の提供を受けた被災自治体が負担した各種費用について、**災害救助法に基づき負担**(下図⑤)。
- 上記制度の骨格は、告示(災害対応車両等登録規程)で規定。**本年6月1日より施行**(同月中に運用開始)。

■ 災害対応車両の例 ※発災時に①避難所、②仮住まい、③トイレ、又は④食事・⑤洗濯・⑥入浴のためのサービスを提供する用途に供される自走型、牽引型(トレーラー等)、運搬型(コンテナ等)の車両をいう

キッチンカー トレーラーハウス ムービングハウス トイレトレーラー キャンピングカー ランドリーカー シャワートレーラー

■ 登録制度イメージ

①登録申請
②登録(車両又は調整法人)
③照会
④車両提供に係る個別調整、対価支払い
⑤災害救助法に基づく費用支弁(最大90%)

【凡例】
→ : 平時の手続
→ : 発災時の手続

2

【熊本県上天草市に整備されたムービングハウスを活用した応急仮設住宅】



写真：熊本県提供

2-7 防災におけるデジタル技術の活用等

(1) 災害時の情報の集約化

災害発生時には、国・地方公共団体、民間企業の各機関がそれぞれ収集している、被害状況や避難者の動向、物資の状況などの情報を共有することが重要である。このため、平成29年度から「国と地方・民間の『災害情報ハブ』推進チーム」を立ち上げ、情報のやりとり等について検討を進めてきた。

(参照：<https://www.bousai.go.jp/kaigirep/saigaijyohouhub/index.html>)

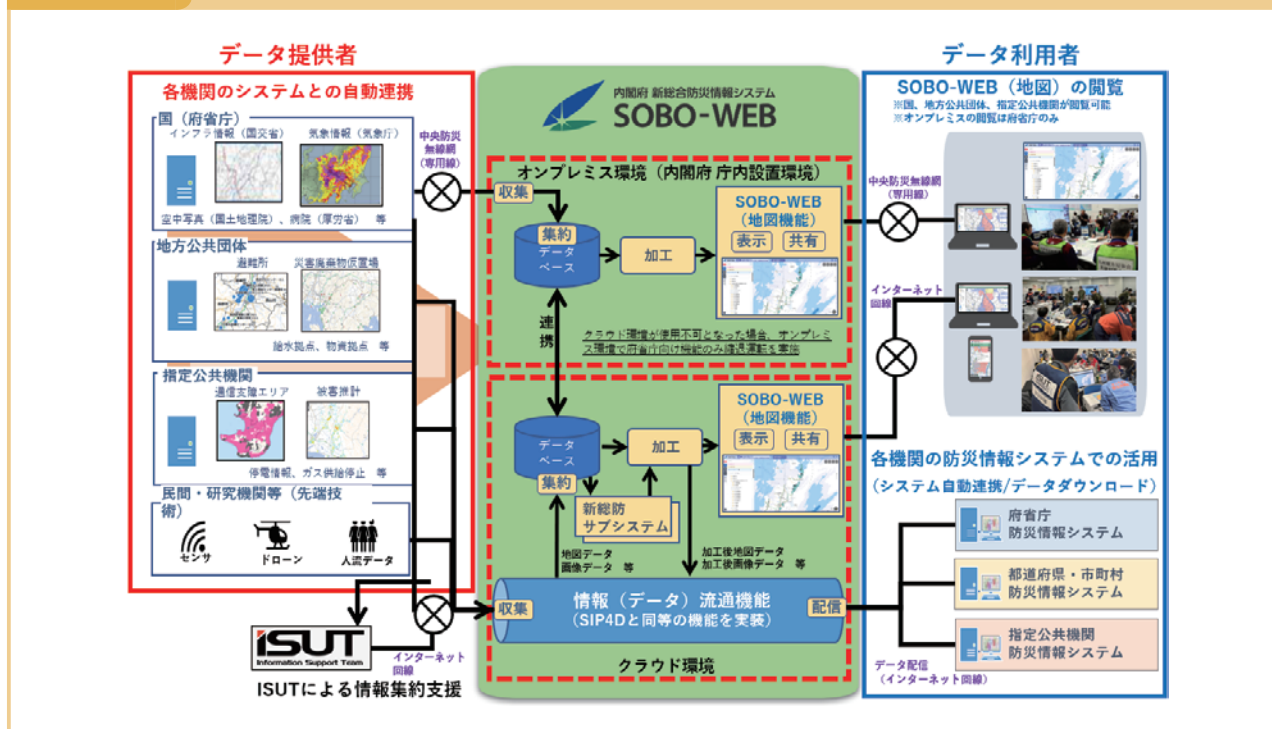


この検討を踏まえ、令和元年度から、災害時情報集約支援チーム（ISUT（アイサット）（Information Support Team））という大規模災害時に被災情報や避難所などの情報を集約・地図化・提供して、地方公共団体等の災害対応を支援する現地派遣チームの運用を開始した。災害現場では、被害状況や災害廃棄物の情報等、時々刻々と変化し、事前にデータで共有する体制が整えられないものも存在する。ISUTがそのような情報を収集・整理・地図化し、電子地図を表示するためのサイトである、新総合防災情報システム（SOBO-WEB）（令和6年4月運用開始）において体系的に整理するとともに、関係機関（行政機関、指定公共機関等）へ共有することで、災害対応機関の迅速かつ的確な意思決定を支援することができる（図表2-7-1）。

これまでISUTは、令和元年東日本台風や、令和6年能登半島地震において、道路規制・通行止め状況、避難所状況、福祉施設状況等の情報を共有するなど、ISUTサイトによる災害対応機関への情報支援を実施した。なおISUTサイトはSOBO-WEBの前身のシステムであり、ISUTが令和5年度まで運用をしていた。

また、ISUTがより迅速かつ効果的な活動を行うため、令和3年度から地図化などの業務の一部について民間事業者へ委託し、体制強化を図るとともにSOBO-WEB等の地理空間情報システムの活用に関する研修プログラムなども実施した。

図表2-7-1 新総合防災情報システム（SOBO-WEB）の概要図



出典：内閣府資料

(2) デジタル・防災技術ワーキンググループでの提言を踏まえた対応

内閣府では、令和3年5月に取りまとめられた「デジタル・防災技術ワーキンググループ」の提言を踏まえ、防災DXを進めるため、以下を中心とした各種取組を推進している。

① 新総合防災情報システム（SOBO-WE B）の整備

令和6年4月から運用を開始した新総合防災情報システム（SOBO-WE B）は、災害情報を地理空間情報として共有し、災害時における災害対応機関の迅速・的確な意思決定の支援を目的としたシステムであるが、更なる情報収集機能等の強化が必要不可欠である本システムにおいては、国立研究開発法人防災科学技術研究所が研究開発の一環として運用しているS I P 4 D（Shared Information Platform for Disaster Management）の仕組みを踏まえつつ、災害時におけるシステムの冗長性確保等、実用に耐え得るよう実装し、利用対象範囲も中央省庁に加え地方公共団体や指定公共機関まで拡大した。また、情報収集・分析・加工・共有等の機能の実現・強化や他の災害対応機関とシステム連携するため、令和5年度に策定した災害対応機関が共有すべき特に重要な災害情報（災害対応基本共有情報、通称E E I：Essential Elements of Information）の細目案を作成し、関係部局との調整を行い、共有すべき情報の具体的な内容である「データ属性」を策定、令和7年6月に公表した。

② 「防災IoT」データを活用した災害対応の高度化

災害現場においては、各種カメラや防災ヘリ等による状況確認に加え、ドローン等による空撮なども行われている。これらを含めた各種IoTによる膨大・多様なデータを、被災自治体を含めた各防災関係機関の間において適切に取得・共有するため、データ形式や使用する機器の規格等の技術的な標準手法の整理に資する調査事業を実施し、検証システムを立ち上げ、その有効性について検証を実施した。令和6年度には、調査事業で得られたニーズを踏まえ、新総合防災情報システム（SOBO-WE B）の映像共有機能としてシステムを構築し、動画・画像の共有が可能となったことで、災害対応機関間で、特に発災初期の被害状況の把握が迅速に行えるようになった。

③ 防災分野における個人情報の取扱いの検討

従来、自治体ごとの個人情報保護条例において、個人情報の取扱いの定めは様々であった（いわゆる「2,000個問題」）が、デジタル改革関連法により共通ルールが定められ、個人情報の取扱いを一元的に監視監督する体制が構築された。これを契機とし、令和4年3月に「防災分野における個人情報の取扱いに関する検討会」を開催し、令和5年3月に地方公共団体等が災害対応や、平時の準備において個人情報等の取扱いに疑義が生じることが無いように個人情報の取扱いを明確化した「防災分野における個人情報の取扱いに関する指針」を策定した。

本指針は、以下の2点を基本的な方針としている。

- i 発災当初の72時間が人命救助において極めて重要な時間帯であるため、積極的な個人情報の活用を検討すべきであること。
- ii 一方で、個人情報の活用においては、「個人情報保護法」や「災害対策基本法」に則り、個人の権利利益を保護する必要があること。例えば配偶者からの暴力（DV）やストーカー行為の被害者等、特に個人の権利利益を保護する必要がある者には十分な配慮が必要であること。

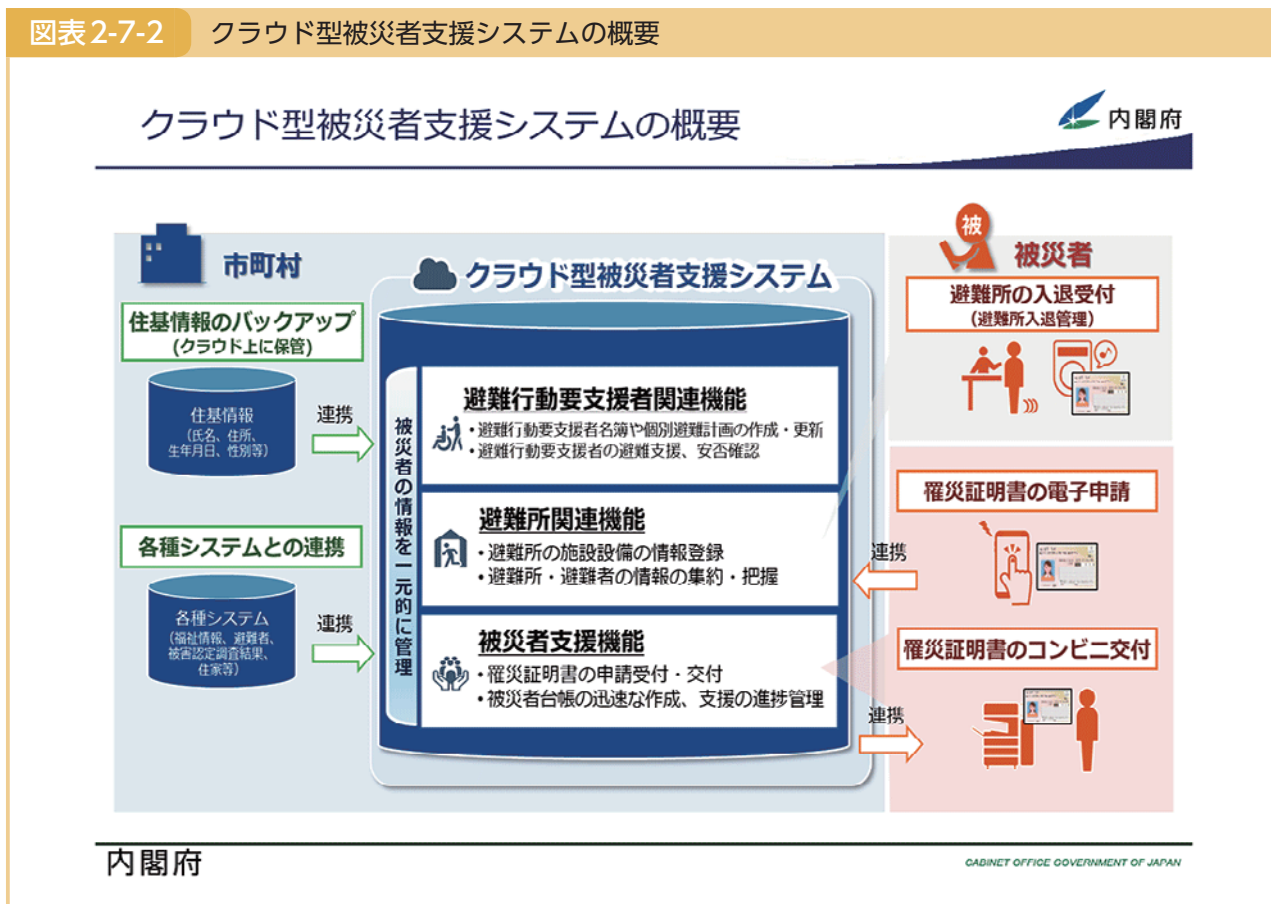
内閣府では、説明会の開催等を通じて当該指針の周知を図っているところであり、引き続き、地方公共団体の防災分野における個人情報の適切な取扱いに向けて取り組む。

(3) クラウド型被災者支援システムの構築

内閣府において、平時からの個別避難計画の作成支援を始め、発災時には住民基本台帳データをベースとした被災者台帳の作成、マイナンバーカードを活用した罹災証明書等のオンライン申請・コンビニ交付等が可能となる「クラウド型被災者支援システム」を令和3年度から令和4年度にかけて

開発し、地方公共団体情報システム機構（J-LIS）において参加市町村を募り令和4年度から運用を開始した。

図表2-7-2 クラウド型被災者支援システムの概要



出典：内閣府資料

2-8 自然災害即応・連携チーム会議の開催等

大規模災害発災直後の政府の初動対応及び応急対策を迅速・円滑に行うためには、内閣危機管理監を始めとする政府の災害担当局長等が、平時から「顔の見える関係」を構築し、適切な役割分担及び相互の連携協力を図ることが重要である。

このため、関係者間の情報交換・共有を図る会議として、「自然災害即応・連携チーム会議」を開催している。また、これまで平成30年7月豪雨や、令和元年東日本台風といった大規模災害発生時には、政府として、被災者の生活支援を更にきめ細かく、迅速かつ強力に進めるため、内閣官房副長官（事務）の下に各省横断の被災者生活支援チームを開催してきた。このチームを通じ、電力・水道の早期復旧、被災者ニーズの把握はもとより、水・食料・段ボールベッド・パーティション等のプッシュ型支援、避難所生活の環境整備、被災自治体への職員派遣、住まいの確保など、必要が生じる事柄を先取りし、関係省庁が一体となって、被災地の生活と生業の再建に向けた対策パッケージを取りまとめるなど、被災者の生活支援を政府一丸となって迅速に進めてきた。

これらの経験を踏まえ、令和2年度から、今後大規模災害が発生した場合には被災者の生活・生業の迅速・円滑な再建支援のために「被災者生活・生業再建支援チーム」を開催することを防災基本計画に明記し、その設置をルール化した。

令和6年能登半島地震においては、1月1日に令和6年能登半島地震非常災害対策本部が設置されたことを踏まえ、翌2日に被災者生活・生業再建支援チームを開催し、被災地の生活と生業の再建に向けた検討を行った。

2-9 災害時における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進

令和3年に議員立法により「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する法律」（令和3年法律第79号）が成立し、令和6年6月に全面施行された。同法は、災害時等に備え、船舶を活用した医療提供体制の整備の推進を目的とするものであり、陸上医療との役割分担・連携協力や災害時等における医療の提供の用に主として供するための船舶の保有、人員の確保等を基本方針として挙げ、また、内閣に船舶活用医療推進本部を設置すること等を定めている。政府は、令和7年3月、同法に基づき、「災害時等における船舶を活用した医療提供体制の整備の推進に関する計画」を閣議決定した。また、船舶活用医療を実施するに当たっての手順等を定めた活動要領を策定した。これらを踏まえ、船舶や医療従事者の確保のための協定の締結、船舶内で使用する資器材等の調達・保管、都道府県への説明会の開催による連携強化など、必要な体制整備を行い、令和8年1月から船舶活用医療の運用を開始した。引き続き、船舶活用医療の実効性を高めるため、船舶活用医療提供体制の充実強化に政府一体となって取り組んでいく。

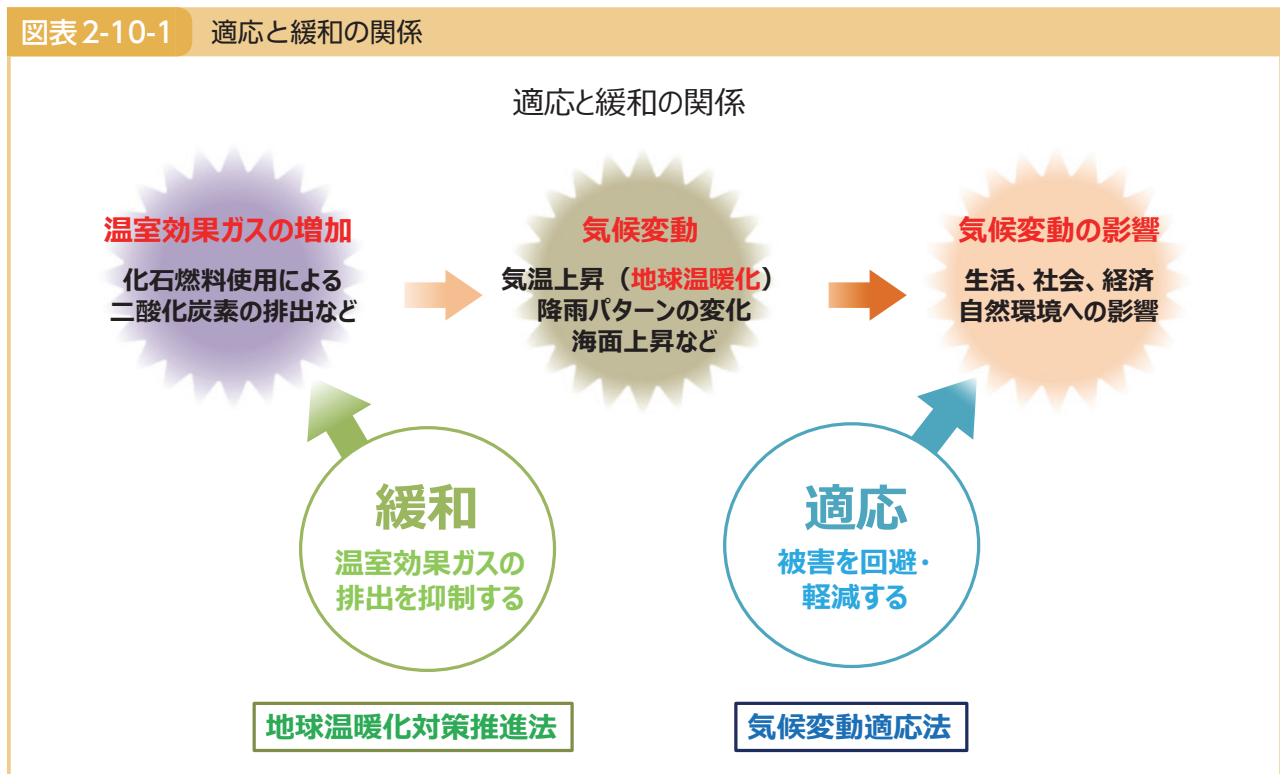
2-10 気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策

(1) 緩和策と適応策は気候変動対策の車の両輪

近年の平均気温の上昇や大雨の頻度の増加など、気候変動及びその影響が世界各地で現れており、気候変動問題は人類や全ての生き物にとっての生存基盤を揺るがす「気候危機」とも言われている。今後、地球温暖化の進行に伴い、このような猛暑や大雨のリスクは更に高まることが予測されている。

2050年ネット・ゼロ実現に向けて気候変動対策を着実に推進し、気温上昇を1.5℃程度に抑えられたとしても、極端な高温現象や大雨等の発生リスクは増加すると予測されていることから、現在生じている、又は将来予測される被害を回避・軽減するため、適応の取組が必要となる（図表2-10-1）。

図表2-10-1 適応と緩和の関係



出典：環境省資料

(2) 気候変動適応計画の推進

気候変動適応の法的位置付けを明確化し、一層強力に推進していくため、平成30年6月13日に「気候変動適応法」（平成30年法律第50号。以下「適応法」という。）が公布され、同年12月1日に施行された。

令和5年4月には、政府一体となった熱中症対策の推進のため、適応法が改正され、同年5月には「熱中症対策実行計画」の策定及び「気候変動適応計画」（以下「適応計画」という。）の一部変更（「熱中症対策実行計画」の基本的事項の追加）について閣議決定し、令和6年4月に全面施行された。

令和8年2月には、気候変動及び多様な分野における気候変動影響の観測、監視、予測及び評価に関する最新の科学的知見を踏まえ、「気候変動影響評価報告書」を公表した。

また、同報告書を踏まえ、同月、関係府省庁により構成される「気候変動適応推進会議」において、適応計画改定に向けた検討を開始した。また、令和6年度に実施した施策のフォローアップを行い、「気候変動適応計画の令和6年度施策フォローアップ報告書」として令和7年11月に公表した。

（参照：<https://www.env.go.jp/earth/tekiou.html>）



(3) 「気候変動×防災」「適応復興」の取組

環境省及び内閣府は、令和2年6月に気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携して取り組む戦略である「気候危機時代の『気候変動×防災』戦略」を公表した（図表2-10-2）。

環境省では、各分野の政策において気候変動対策と防災・減災対策を包括的に講じていく「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にしていくため、令和3年10月に改定した適応計画でも考え方を盛り込むとともに、原形復旧にとらわれず土地利用のコントロールを含めた気候変動への適応を進める「適応復興」の取組を促進するための地方公共団体向けの「できることから始める『気候変動×防災』実践マニュアルー地域における気候変動リスクを踏まえた防災・減災対策のためにー」を令和6年3月に公表した。

（参照：https://www.env.go.jp/earth/earth/tekiou/page_01311.html）



図表2-10-2 「気候危機時代の『気候変動×防災』戦略」概要

気候危機時代の「気候変動×防災」戦略（共同メッセージ）概要 令和2年6月30日		
<p>【自然要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動により気象災害が激甚化・頻発化しており、今後も大雨や洪水の発生頻度の増加が予測される これまでの想定を超える気象災害が各地で頻繁に生じる時代を迎えた 	<p>【社会要因】</p> <ul style="list-style-type: none"> 人口減少と少子高齢化による避難行動要支援者増加と支援世代減少 都市への人口集中による災害リスクの高まり 感染症と自然災害が同時に発生する複合リスク 	
<ul style="list-style-type: none"> 気候変動リスクを踏まえた抜本的な防災・減災対策が必要 SDGsの達成も視野に入れながら、気候変動対策と防災・減災対策を効果的に連携させて取り組む戦略を示す 		
<p>気候変動×防災の主流化</p> <ul style="list-style-type: none"> 気候変動と防災は、あらゆる分野で取り組むべき横断的な課題である。 気候変動のリスクを可能な限り小さくするため、温室効果ガスを削減する緩和策にも取り組む。 各分野の政策において「気候変動×防災」を組み込み、政策の主流にしていくことを追求する。 		
<p>課題</p>	<p>方向性</p>	<p>今後の取組例</p>
<p>防災・減災対策に防災力の高い社会的な対応の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる主体が、各分野で、様々な手法により、気候変動対策と防災・減災対策を包括的に実施 「災害をいなし、すくに興す」社会の構築 土地利用のコントロールを含めた弾力的な対応により気候変動への適応を進める「適応復興」の発想を持って対応 	<ul style="list-style-type: none"> 東京等に過度に集積する人口、産業等の地方分散の推進 気候変動を踏まえた基準や計画に基づくインフラ施設の整備 災害危険エリアになるべく住まわせない土地利用、災害リスクに適応した暮らし 古来の知恵に学び、自然が持つ多様な機能を活用して災害リスクの低減を図る「グリーンインフラ」や「生態系を活用した防災・減災」の本格的な実行 デジタル時代の社会変革（テレワーク等）の有効活用 避難所等での感染症や熱中症のリスクへの対応 再生可能エネルギーの導入加速化など脱炭素社会への移行
<p>気候変動対策の推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「自らの命は自らが守る」自助・「皆と共に助かる」共助の意識の促進、適切な防災行動、あらゆる主体が連携・協力する災害対応の促進 	<ul style="list-style-type: none"> 避難行動を促すための意識改革、行動変容のための取組 気象災害の激甚化も念頭に、地区防災計画、避難行動要支援者の個別計画、企業の事業継続計画等の策定推進 地域レベルで多世代が気候変動と防災を学び、災害に備える環境づくり 治水に係る連携、地域の企業から住民への避難場所の提供、災害廃棄物の収集・運搬をはじめとする被災者支援活動における官民を超えた多くの関係者の連携
<p>国際協力</p>	<ul style="list-style-type: none"> パリ協定、仙台防災枠組及びSDGsを「『気候変動×防災』の三位一体」として同時達成 	<ul style="list-style-type: none"> 防災に関するわが国の技術やノウハウを用いた各国の防災力向上への貢献 アジア防災センターやアジア太平洋気候変動適応情報プラットフォームを通じて国際的な適応の取組の強化、プラットフォーム間の連携の推進

出典：内閣府・環境省資料
https://www.bousai.go.jp/pdf/0630_kikohendo.pdf



(4) 災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策

夏季に自然災害が発生した場合、被災直後のインフラ障害や物資の不足等により、避難生活や片付け作業において熱中症のリスクが高まることが考えられる。このため、環境省、内閣府、消防庁及び厚生労働省が連携し、災害時の避難生活や片付け作業における熱中症対策に関するリーフレットを令和3年3月に作成した（令和5年5月改訂）。令和8年度においても、夏季を迎えるに当たって、4月に地方公共団体への周知等を行った（図表2-10-3）。

図表2-10-3 災害時の熱中症予防リーフレット

第1部

我が国の災害対策の取組の状況等

災害時の熱中症予防

～避難生活・片付け作業時の注意点～

内閣府
消防庁
厚生労働省
環境省

熱中症は、死に至る可能性のある重要な病気ですが、適切な予防・対応を行えば、防ぐことができます。災害時には、慣れない環境や作業で熱中症のリスクは高くなりますので、お互いに声をかけながら、十分に注意しましょう。

1. 熱中症を予防するためには…

- ① **暑さを避けましょう**
涼しい服装、日傘や帽子、また、在宅避難等の場合はクーラーの積極的な活用を。停電が長引く可能性がある場合、特に高齢者、子ども、障害者の方は、冷房設備が稼働している避難所への避難も検討しましょう。
- ② **のどが潤いていなくてもこまめに水分・塩分をとりましょう**
- ③ **暑さに関する情報を確認しましょう**
身の周りの気温・湿度・暑さ指数(WBGT)^(注)の確認を。「熱中症警戒アラート」(令和3年度から全国展開)も活用を。

避難生活における注意点

- ◆被災や避難生活に伴う疲労・体調不良・栄養不足等により熱中症のリスクが高くなる可能性があります。避難生活では普段以上に体調管理を心がけましょう。
- ◆高齢者、子ども、障害者の方は特に注意しましょう。

※やむを得ず車中泊をする場合、車両は日陰や風通しの良い場所に駐車しましょう。車内の断熱シート等も活用しましょう。また、乳幼児等を車の中で一人にさせないようにしましょう。夜間等寝るときはエンジン等をつけたままにすることは避けましょう。

片付け等の作業時の注意点

- ◆作業開始前には必ず体調を確認し、体調が悪い場合は作業を行わないようにしましょう。
- ◆できるだけ2人以上で作業を行い、作業はお互いの体調を確認するようにしましょう。
- ◆休憩・水分・塩分の補給は、一定時間ごとにとるようにしましょう。また、休憩時には、日陰等の涼しい場所を確保しましょう。
- ◆暑い時間帯の作業は避けましょう。
- ◆汗をかいた際は水分・塩分の補給も。

※「暑さ指数(WBGT)」(気温・湿度・輻射(日くし)熱)からなる熱中症の危険性を示す指標。

全国の暑さ指数(WBGT)や、熱中症予防に関する詳しい情報は…
環境省熱中症予防情報サイト: <https://www.wbgt.env.go.jp/>

2. 熱中症が疑われるときには…

熱中症の応急処置

暑熱、湿度の高まりが人体の中に入り込んでしまったり…暑熱が蓄積して、状況悪化を招いてしまいます。最初の判断が肝心です。

チェック1 熱中症を疑う症状がありますか？
(めまい・失神・顔面蒼白・めまい・吐き気・嘔吐・脱水・意識障害・意識障害・けいれん・手足の運動障害・高体温)

はい ↓ 救急車を呼ぶ

いいえ ↓

チェック2 呼びかけに応えませんか？

はい ↓ 涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす

いいえ ↓

チェック3 水分を自力で摂取できますか？

はい ↓ 水分・塩分を補給する

いいえ ↓ 涼しい場所へ避難し、服をゆるめ体を冷やす

チェック4 症状がよくなりましたか？

はい ↓ そのまま安静にして十分に休息をとり、回復したら帰宅しましょう

いいえ ↓ すみやかに医療機関へ

救急車が到着するまでの間に応急処置を続けましょう。呼びかけへの反応が悪い場合には無理に水を飲ませてはいけません。

水分や塩分は、首、脇の下、足のつけ根を集中的に冷やしましょう。

本人が倒れたときの状況を知っている人が付き添って、発症後の状態を伝えましょう。

体温を効果的に下げるための方法の例

- ・上着を脱がせ、服をゆるめて風通しを良くする。
- ・皮膚に濡らしたタオルやハンカチをあて、うちわや扇風機であおぐ。
- ・服の上から少しずつ冷やした水をかける。
- ・氷のうや冷えたペットボトルなどを、首、脇の下、足のつけ根にあてて冷やす。

「熱中症警戒アラート」^(注)は環境省のLINE公式アカウントで確認することができます。

※熱中症の危険性が極めて高い熱帯気候が予測される日に発表する情報。令和3年度から全国展開。 QRコード →

出典：環境省ホームページ
(https://www.wbgt.env.go.jp/pdf/pr/20230530_leaflet_in_disasters.pdf)

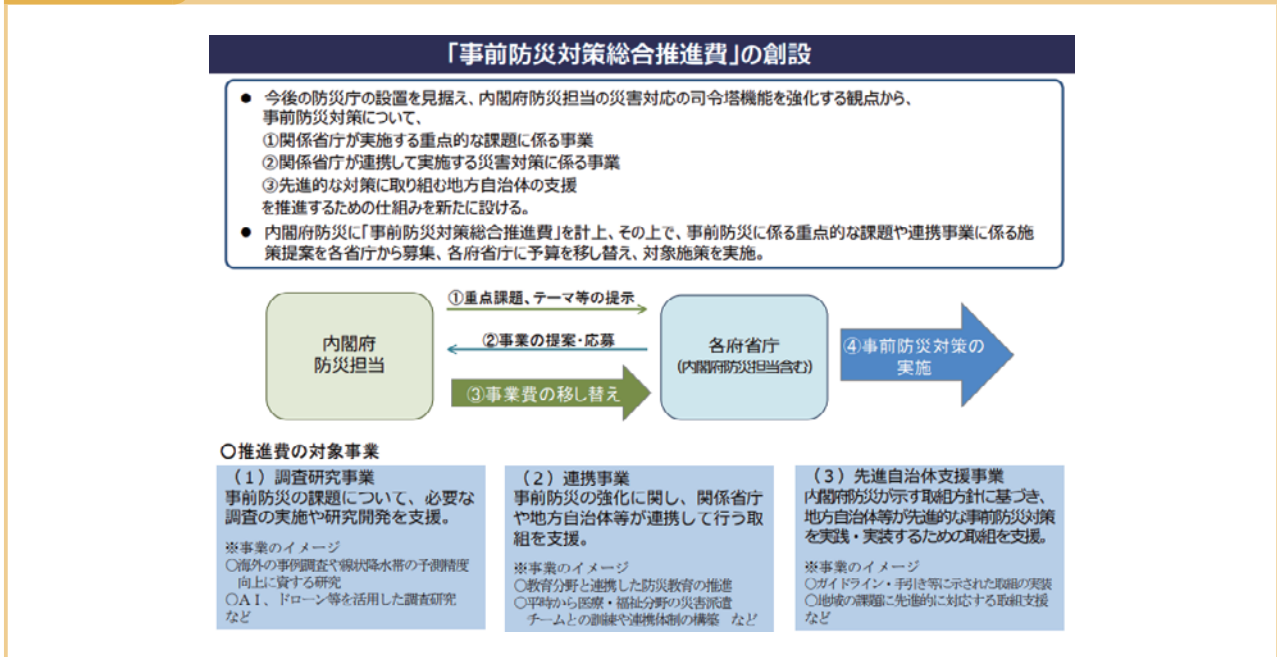


2-11 事前防災対策総合推進費による防災庁機能強化に向けた取組の推進

防災庁の設置を見据えて、内閣府防災担当の災害対応の司令塔機能を強化する観点から、各省庁等が実施する事前防災に資する取組を支援する事業を、令和7年度から開始した（図表2-11-1）。

事前防災に関する防災分野の技術開発・社会実装を促進する調査研究や関係省庁、地方公共団体等が連携して実施する取組などを対象とし、令和7年度においては、計34件（17億円）を採択した。

図表 2-11-1 事前防災対策総合推進費の概要



出典：内閣府資料
(参照：<https://www.bousai.go.jp/taisaku/suishinhi/index.html>)



2-12 防災庁の設置に向けた検討

世界有数の災害発生国である我が国において、千島海溝地震、日本海溝地震、首都直下地震、南海トラフ地震及び富士山噴火など国難級の災害が切迫するなか、人命・人権最優先の「防災立国」の実現が急務である。そういった国難級の災害に対しても、死傷者や避難者を大幅に低減させ、必要な国家・社会機能を維持するためには、これまでの災害対応や復旧・復興で培った知見や経験を踏まえ、政府の防災体制を抜本的に強化するとともに、災害対応に関する人的・物的リソースに限りがあることを念頭に、平時から事前防災を徹底し、社会全体で災害対応力を高め、最大限、効果的かつ効率的な対応をとることが必要であることから、令和6年11月に内閣官房に防災庁設置準備室が発足し、防災庁設置に向けた検討に本格着手した。

令和7年1月30日には、防災関係の専門家20名で構成される「防災庁設置準備アドバイザー会議」を立ち上げ、政府として強化すべき防災施策の方向性と、そのために必要な組織体制の在り方等について意見を聴取し、令和7年6月4日に取りまとめ報告書を公表した。

これを踏まえ、令和8年中に設置を目指す防災庁の必要性や機能、果たすべき役割、組織体制の在り方などが盛り込まれた「防災立国の推進に向けた基本方針」を令和7年12月26日に閣議決定した。本基本方針を踏まえ、防災庁は、我が国の防災全体を俯瞰的にとらえ、産官学民のあらゆる力を結集し、中長期的視点から我が国の防災の在り方を構想するとともに、徹底した事前防災と、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる組織として、内閣府防災担当を発展的に改組し、予算や人員を従前より拡充した上で、内閣直下で尊重義務を伴う各府省への勧告権等を有する防災大臣を配置することで、関係機関が担う防災対策を強力に推進することとしている。

また、防災庁の地方機関については、当面、発生が切迫している「千島海溝地震、日本海溝地震」及び「南海トラフ地震」に対し、地域における事前防災の推進や、発災時の迅速な被災地支援体制の構築等の観点から、防災庁の地方機関の設置に向けた具体的な検討を行うこととしている。

今後、防災庁の業務遂行に必要な所要の準備を行い、令和8年中に防災庁の設置を目指す。

そして、防災庁を中核とし、国、地方自治体、民間企業、業界団体、大学・研究機関、地域、NP

〇・NGO、ボランティアそして国民一人一人を含む多様な主体の総力を結集し、共に考え、共に備え、共に守り、共に未来を築いていくことで、「皆で共に創る防災立国」の実現を目指す。

【コラム】

社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応

昨今、国内外において、サイバー攻撃やシステム障害等による電力、通信、交通等の主要インフラ障害事案が発生している。こうした主要インフラ障害が大規模かつ複合的に発生した場合には、国民生活や社会経済活動に深刻な影響を与える可能性がある。そこで、国及び地方公共団体、更には主要インフラ事業者においては、自然災害等への対応と併せて、社会的影響が特に深刻な大規模インフラ障害への対応についても平時から準備を進めておくことが重要である。

このような問題意識に基づき、令和7年2月に内閣官房、内閣府等の危機管理・災害対応府省や主要インフラ所管省庁等が構成員となって大規模インフラ障害への対応の基本的考え方について検討を行い、令和7年7月に検討結果を取りまとめて公表した。

大規模インフラ障害は、自然災害や事故災害とは異なる性格を持つと言えるものの、その発生している被害に着目すると、住民の避難の必要性などの社会的影響が生じ得るという意味において、自然災害や事故災害と同様の対応が必要であると評価することができる。したがって、取りまとめでは、大規模インフラ障害が一定期間以上継続することが見込まれる場合、「災害対策基本法」上の大規模な事故により生ずる被害に該当するため、「災害」として取り扱い、「災害対策基本法」等の関係法令に基づく対応を実施することを示した。

(参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/Infura_syougai/pdf/basic_concept.pdf)



(参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/Infura_syougai/pdf/guidance.pdf)

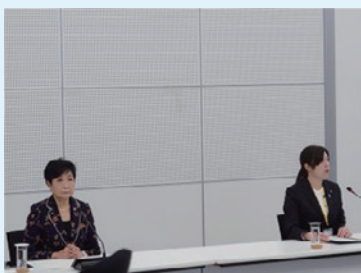


令和7年12月18日には、内閣官房・東京都の共催により、机上演習を実施した。演習では、首都圏で自然災害に起因しない大規模停電が発生したとの想定で、付随して生じ得る様々な被害やそれに対する必要な対応等について、政府・自治体・インフラ事業者等で整理・共有し、連携強化を図った。

(参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/Infura_syougai/pdf/ttx.pdf)



今後とも、大規模インフラ障害が発生した際に適切な対応がとれるよう、検討を進めていく。



小野田経済安全保障担当大臣・小池東京都知事
による主催者挨拶



机上演習の議論の様子

第3節 発生が危惧される災害種別ごとの対策

3-1 地震・津波災害対策

内閣府では、中央防災会議が対象としている大規模地震について、最大クラスの地震動・津波の推定及びその被害想定算出や教訓等も踏まえながら、対策の充実に向けた調査・検討を行っている。また、大規模地震防災対策推進検討会において、大規模地震における防災対応に関して発生する諸課題について検討を行っている。令和7年度は、各地震について以下のような検討を行った。

(1) 千島海溝地震、日本海溝地震対策の検討

択捉島東方沖から三陸海岸の東方沖を経て、房総半島の東方沖までの千島海溝・日本海溝沿いで発生する巨大地震の防災対策については、令和2年4月に「日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、令和3年12月には最大クラスの地震・津波による人的・物的・経済的被害想定結果を、令和4年3月には被害想定を踏まえた防災対策を取りまとめた。このワーキンググループの報告を受け、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成16年法律第27号）の下、同年9月には、同地震に係る地震防災対策を推進すべき地域等の指定を行うとともに、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画」（以下本項において「基本計画」という。）を変更した。

また、千島海溝・日本海溝沿いでは、モーメントマグニチュード7.0以上の地震が発生した後、続いて発生する大規模な地震（後発地震）の事例なども確認されていることから、後発地震への備えとして、令和4年11月に「北海道・三陸沖後発地震注意情報防災対応ガイドライン」を公表するとともに、同年12月から「北海道・三陸沖後発地震注意情報」の運用を開始した。なお、令和7年12月の青森県東方沖地震に伴い初めて北海道・三陸沖後発地震注意情報が発表された（参考「【コラム】12月8日の地震に伴う北海道・三陸沖後発地震注意情報の発表」（p.51））。

令和5年5月には、実際に発災した場合に備えて、警察・消防・自衛隊の救助部隊の活動拠点等をあらかじめ明確にし、積雪寒冷地特有の課題や地理的条件も踏まえながら、速やかに救助活動等を実施できるようタイムラインを明示した「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震における具体的な応急対策活動に関する計画」を作成した。

今後、基本計画に定められた減災目標の達成に向けた防災対策や、北海道・三陸沖後発地震注意情報の性質や内容を踏まえた適切な防災行動の普及・啓発に取り組み、関係地方公共団体等と連携しながら、防災対策を引き続き推進していく。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/nihonkaiko_chishima/WG/index.html）



(2) 首都直下地震対策の検討

首都直下地震の防災対策については、平成26年3月に作成、平成27年3月に変更（平成27年から10年間の減災目標、施策の具体目標を設定）した「首都直下地震緊急対策推進基本計画」（「首都直下地震対策特別措置法」第4条第1項に規定する「緊急対策推進基本計画」をいう。以下本項において「基本計画」という。）等に基づき、国や地方公共団体、民間事業者等が連携し、重点的に進めてきた。基本計画における減災目標等の設定から10年が経過することから、令和5年12月、中央防災会議防災対策実行会議の下に「首都直下地震対策検討ワーキンググループ」（以下本項において「ワーキンググループ」という。）を設置した。ワーキンググループでは、東京圏を取り巻く状況の変化（将来の変化を含む。）や、状況の変化が首都直下地震後の社会に及ぼす影響について検討を行うとともに、これまでの防災対策の進捗状況や、平成28年熊本地震や令和6年能登半島地震の教訓等も踏まえ、新たな被害想定（被害規模や被害様相）について検討してきた。なお、被害想定検討は、首都直下で起こる様々な地震の震度分布や津波高、これらハザードによる直接的・間接的な被害

量の推計手法について、最新の科学的知見を踏まえて検討された「首都直下地震モデル・被害想定手法検討会」（以下本項において「モデル等検討会」という。）の報告書に基づいている。

そして、このワーキンググループでは、モデル等検討会による「東京圏及びその周辺地域で発生する地震」の検討結果に基づき、「地震・津波対策の対象とする地震」として、首都中枢機能への影響や人的・物的被害が甚大となる「都心南部直下地震」に加え、津波を伴う海溝型地震としては「大正関東地震タイプの地震」を被害想定の対象として選定し、新たな首都直下地震対策の基本的な考え方等について取りまとめた。このワーキンググループの報告書を受け、令和8年6月12日に基本計画が変更された。

（参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/syuto/taisaku_wg_02/index.html）



また、大規模地震の発生に伴う帰宅困難者等対策については、ガイドラインを策定して（平成27年3月策定、令和6年7月改定）、原則3日間の一斉帰宅抑制を基本原則とする対策に取り組んできたところである。令和7年7月に発生した「カムチャッカ半島東方沖を震源とする地震」等を受け、令和8年1月にガイドラインを改定し、遠地津波が発生した場合など様々な状況下における帰宅困難者等対策の考え方を追加した。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/jishin/kitakukonnan/index.html>）



（3）南海トラフ地震対策の検討

南海トラフ地震の防災対策については、「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」（平成14年法律第92号）の下、平成26年3月に「南海トラフ地震防災対策推進基本計画」（以下本項において「基本計画」という。）を作成してから10年を迎えることから、令和5年4月に「南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」を設置し、令和7年3月には、最大クラスの地震・津波等による人的・物的・経済的被害想定結果及び被害想定を踏まえた防災対策を取りまとめた。このワーキンググループの報告を受け、令和7年7月には、1都2府27県723市町村を南海トラフ地震防災対策推進地域として指定するとともに、基本計画を変更した。

今般の基本計画の変更においては、「命を守る」対策と「命をつなぐ」対策を重点化して、205項目の具体目標等を設定した。南海トラフ地震については、災害が超広域かつ多分野にわたるとともに、災害に充てる人的・物的資源が限定されるという非常に厳しい状況となることを踏まえ、行政のみならず、企業、地域及び個人が巨大地震・津波が発生した際に起こり得る事象を冷静に受け止め、正しく理解するとともに、当事者意識を持って南海トラフ地震対策に主体的に取り組むことが必要である。

また、南海トラフ沿いでは、時間差をおいて大規模地震が発生した事例が知られており、大規模地震等の発生を受け、新たな大規模地震の発生可能性が平常時と比べて相対的に高まっていることを知らせる「南海トラフ地震臨時情報」が運用されている。令和6年8月の日向灘の地震に伴い初めて発表となった「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」に伴う各地の防災対応のうち他の地方公共団体や事業者等にも参考になると考えられる事例を収集・整理し、令和7年6月に「南海トラフ地震臨時情報発表に伴う防災対応事例集」として公表した。また、同年8月には、「南海トラフ地震臨時情報防災対応ガイドライン」を改訂した。このほか、南海トラフ地震臨時情報の制度や防災対応の理解促進のため、令和8年3月にeラーニングを公開した。

今後、基本計画に定められた減災目標の達成に向けた防災対策や、南海トラフ地震臨時情報の性質や内容を踏まえた適切な防災行動の普及・啓発に取り組み、関係地方公共団体等と連携しながら、南海トラフ地震対策を引き続き推進していく。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/jishin/nankai/index.html>）



(4) 中部圏・近畿圏直下地震対策の検討

過去の地震事例によると、西日本においては、活断層の地震により甚大な被害をもたらされた事例や、南海トラフ地震の前後に活動が活発化した事例があり、府県を越えて市街地が広がっている中部圏・近畿圏で大規模地震が発生した場合の被害は甚大かつ広域にわたると想定される。

この中部圏・近畿圏直下地震については、平成16年から平成20年にかけて、中央防災会議の下、被害想定や防災対策の検討・取りまとめが行われたが、その後に発生した平成23年の東日本大震災の教訓や最新の知見を踏まえ、見直しを行う必要がある。

このため、令和4年11月に地震学や地震工学等の有識者で構成される「中部圏・近畿圏直下地震モデル検討会」を内閣府で開催し、現時点の最新の科学的知見を踏まえ、従来の中部圏・近畿圏直下地震モデルを見直し、あらゆる可能性を考慮した新たな地震モデルを構築するための検討を進めている。本検討会で、中部圏・近畿圏直下地震が発生した場合に想定される震度分布等の推計を行った後、被害想定や防災対策の検討を行う予定である。

(参照：https://www.bousai.go.jp/jishin/chubu_kinki/kentokai/index.html)



3-2 風水害・土砂災害対策

首都圏等における洪水・高潮氾濫からの大規模広域避難の検討

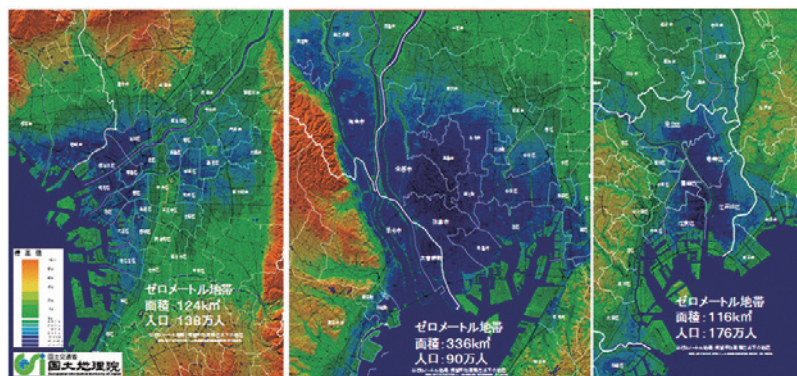
地球温暖化に伴い、勢力がより強い台風の割合が増えること等が懸念され、今後、大規模広域避難が必要となる大規模水害が発生するおそれが予測されている。また、我が国の三大都市圏には「ゼロメートル地帯」が広く存在しており、堤防の決壊等により大規模水害が発生した場合には、多数の住民が避難することによる大混雑の発生や、逃げ遅れによる多数の孤立者の発生が予想されている（[図表3-2-1](#)）。

このことから、平成28年6月に中央防災会議防災対策実行会議の下に設置した「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難検討ワーキンググループ」において、三大都市圏における洪水や高潮氾濫からの大規模かつ広域的な避難の在り方等について検討が行われ、平成30年3月に「洪水・高潮氾濫からの大規模・広域避難に関する基本的な考え方（報告）」が取りまとめられた。

(参照：<https://www.bousai.go.jp/fusuigai/kozuiworking/>)



図表3-2-1 三大都市圏のゼロメートル地帯



出典：国土地理院ホームページより内閣府作成

同報告を踏まえ、内閣府では、大規模水害時の大規模広域避難の実装に向けて、特に行政機関等関係機関が連携して取り組むべき事項について整理するとともに、関係機関間の連携・役割分担の在り方について検討することを目的として、平成30年6月に東京都と共同で設置した「首都圏における大規模水害広域避難検討会」を令和3年度までに7回開催し、令和4年3月に「広域避難計画策定支援ガイドライン（報告書）」を作成した。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigaiworking/suigaiworking.html>）



令和4年6月には、東京都と共同で、首都圏における大規模水害時の広域避難等を円滑に実施するために、平時から各機関の関係を深めた上で、必要な取組事項等について、それぞれの行動等の具体化を図ることを目的として設置した「首都圏における広域的な避難対策の具体化に向けた検討会」を令和6年度までに7回開催し、令和7年3月に「首都圏大規模水害広域避難計画モデル」を作成した。

（参照：<https://www.bousai.go.jp/fusuigai/suigaiworking/kouikihinan.html>）



3-3 火山災害対策

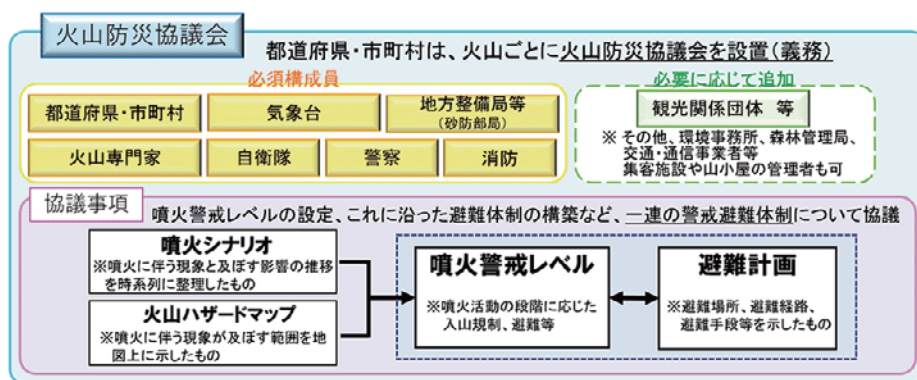
我が国は、111の活火山を抱える世界有数の火山国である。火山は、私たちの生活に恵みを与えてくれる一方で、噴火に伴って発生する火砕流や大きな噴石等の現象は、避難までの時間的猶予がほとんどなく、生命に対する危険の高い災害をもたらすおそれがある。

平成26年の御嶽山噴火では、火口周辺で多数の死者・負傷者が出るなど甚大な被害が発生したことから、火山活動の変化をいち早く捉え、伝達することが重要であること、住民のみならず、登山者も対象とした警戒避難体制の整備が必要であり、そのためには、専門的知見を取り入れた火山ごとの検討が必要不可欠であることなど、火山防災対策に関する様々な課題が改めて認識された。この災害の教訓等を踏まえ、平成27年に「活動火山対策特別措置法」が改正され、火山地域の住民だけでなく登山者の安全確保についても明記されるとともに、警戒避難体制の整備などのソフト対策の充実も図られ、これまで講じられてきたハード対策と合わせて、より総合的に活動火山対策を進める法律となった。本改正によって、火山災害警戒地域に指定された地方公共団体（令和7年度現在、23都道府県179市町村）が、火山地域の関係機関等で構成される「火山防災協議会」において検討された「火山単位の統一的な避難計画」に基づき、警戒避難体制の整備に関する具体的かつ詳細な事項を地域防災計画に定めること、集客施設など不特定多数の利用者がいる施設や要配慮者が利用する施設等のうち、市町村が指定する施設（避難促進施設）の所有者等に対して、施設利用者の円滑な避難を確保するため、「避難確保計画」の作成や計画に基づく訓練の実施等を義務付けることなどが規定された（図表3-3-1）。

令和5年には、近年の国内火山をめぐる状況に鑑み、噴火災害が発生する前の予防的な観点から、活動火山対策の更なる強化を図るため、同法が再度改正された。これにより、市町村が火山防災協議会の助言も得ながら、避難確保計画の作成等に必要な情報の提供や助言、その他の援助ができるようになったほか、地方公共団体が登山届を始めとする登山者等の情報提供を容易にするために配慮することや、国や地方公共団体が火山に関する専門人材の育成や継続的な確保に努めることなどについて、規定が強化された。また、火山に関する観測、測量、調査及び研究を一元的に推進するため、文部科学省に特別な機関として「火山調査研究推進本部」を設置すること、さらに、明治44年に日本で最初の火山観測所が浅間山に設置され、観測が始まった8月26日を「火山防災の日」とし、「火山防災の日」には、火山防災訓練等の行事を実施するように努めることも新たに規定された。

このように、活動火山対策を推進するための措置は着実に講じられてきているものの、実際に噴火を経験したことのある職員は限られており、また、火山ごとに想定される噴火の規模や地域の特性な

図表3-3-1 火山防災協議会の構成員と協議事項



出典：内閣府資料

どには様々な違いがあることから、各種計画の検討等に課題を抱える地方公共団体等も少なくない。このため、内閣府では、計画検討の具体の手順や留意事項などについて取りまとめた手引きの作成や、地方公共団体等と協働検討することで得られた知見や成果を反映した手引きの改定や取組事例集の作成を行うとともに、地方公共団体等で火山防災の主導的な役割を担った経験のある実務者を「火山防災エキスパート」として火山地域に派遣するなど、全国の火山防災対策の推進に取り組んでいる。加えて、国や地方公共団体の担当者等が火山防災に係る専門的な知識を身に付けることを目的に「火山防災研修」を開催している。



浅間火山観測所
出典：気象庁

また、「大規模噴火時の広域降灰対策検討ワーキンググループ」が令和2年に取りまとめた大規模噴火時における降灰の影響や対策の基本的な考え方を踏まえ、令和6年度には「首都圏における広域降灰対策検討会」を開催し、その検討を踏まえ、広域降灰対策に係る考え方や留意点等を「首都圏における広域降灰対策ガイドライン」として令和7年3月に取りまとめた。このガイドラインを基に、内閣府と東京都が連携して「首都圏における広域降灰対策具体化協議会」を令和8年3月より開催し、関係機関が連携して具体的な広域降灰対策を推進するための協議を行っている。

3-4 雪害対策

我が国は、急峻な山脈からなる弧状列島であり、冬季には、シベリア方面から冷たい季節風が吹き、日本海には南からの暖流があるため、日本海側で多量の降雪・積雪がもたらされる。そのため、屋根の雪下ろし中の転落、雪崩や暴風雪災害のほか、降積雪による都市機能の麻痺、交通の障害といった雪害が毎年発生している。令和7年度においても、大雪等が予想される場合には、関係省庁災害警戒会議を開催するなど、警戒体制に万全を期するとともに、実際に大雪となった場合には、被害状況等を踏まえ、政府一体となって災害応急対策に当たった。

また、過去の雪害事例を踏まえ、降雪による被災経験が少ない市町村であっても迅速かつ的確に降雪対応を実施できるよう、内閣府では、平成31年1月に「市町村のための降雪対応の手引き」(令和7年11月改訂)を作成し、その後も最新の取組等を反映させ、各地方公共団体へ周知を行っている。

さらに、豪雪地帯においては、「豪雪地帯対策特別措置法」(昭和37年法律第73号)及び同法に基づき策定する豪雪地帯対策基本計画により、雪害の防除を始めとした総合的な豪雪地帯対策を実施している。国土交通省では令和7年度において、豪雪地帯安全確保緊急対策交付金により、安全な地域

づくりの将来構想の設定及びその実現のための地域のルールや取組を定める地域安全克雪方針の策定、同方針策定に向けた除排雪時の安全対策に係る試行的な取組（地域の除排雪体制の整備、安全講習会の開催、命綱固定アンカーの普及活動、除排雪の自動化・省力化に関する技術の開発導入等）並びに同方針に位置付けた地域の除排雪体制の定着に向けた実装化の取組を行う地方公共団体への支援を行っている。

第4節 国際防災協力

4-1 国連などの国際機関を通じた防災協力

我が国は、災害の経験・知識や防災の施策を多く蓄積しており、これらを共有することにより、防災分野で世界の議論をけん引し、世界各国における防災の取組強化に貢献している。特に、平成27年3月に第3回国連防災世界会議を宮城県仙台市で開催したことを踏まえ、そこで採択された「仙台防災枠組2015-2030」（以下「仙台防災枠組」という。）の実施において、主導的な役割を果たすことが世界各国から期待されている。このため、内閣府や外務省においては、国連などの国際機関を通じた防災協力を積極的に推進している。

(1) 国連防災機関（UNDRR）を通じた防災協力

仙台防災枠組を推進するため、同枠組の実施に係るモニタリング、調整、各地域や国の支援等を行っている国連防災機関（UNDRR：United Nations Office for Disaster Risk Reduction）の活動を支援するため、令和7年度は内閣府及び外務省が合わせて約400万ドル（約6億100万円）を拠出している。

令和6年10月、アジア太平洋各国が防災の取組について定期的に情報共有・議論を行う「アジア太平洋防災閣僚級会議（APMCDRR：The Asia-Pacific Ministerial Conference on Disaster Risk Reduction）」の第10回会議が、フィリピン・マニラ市において開催された。本会議には、日本からは原内閣府審議官（当時）が出席し、仙台防災枠組の更なる推進に向けた、災害対応体制の強化や減災のためのインフラ整備等の防災投資といった重点的取組について発信した。また、併催されたパートナーイベント及びブース展示において、地震対策を始めとした日本の防災技術に関する紹介を行った。

さらに、関連して、令和7年5月、坂井内閣府特命担当大臣（防災）（当時）がスイス連邦ジュネーブ市を訪問し、カマル・キショー国連事務総長特別代表（防災担当）と会談を実施。当会談において、第11回となる次回のアジア太平洋防災閣僚級会議を、日本の仙台市で開催することで合意した。

令和7年6月、各国が防災分野における取組について情報共有及び意見交換を行う、「防災グローバルプラットフォーム会合（GPDRR：Global Platform for Disaster Risk Reduction）」の第



「第10回アジア太平洋防災閣僚級会議」の様子

8回会合が、スイス連邦ジュネーブ市において開催された。本会合には、我が国から原内閣府審議官（当時）が出席し、政府による災害対策に係る事前投資のための安定的な資金確保及び復興の事前準備の重要性について発信した。くわえて、併催されたパートナーイベント等において登壇し、我が国における防災関連施策及び取組状況について情報共有を行った。

このほか、「世界津波の日」高校生サミットや世界津波博物館会議の開催を含め、平成27年に国連総会において日本が採択を主導した「世界津波の日（11月5日）」の普及啓発を行い、世界各国における「津波に対する意識向上のための啓発活動」や「津波対策の強化」等を推進した。

（2）国際復興支援プラットフォーム（IRP）

国際復興支援プラットフォーム（IRP：International Recovery Platform）は、平成17年に兵庫県神戸市で開催された第2回国連防災世界会議で採択された「兵庫行動枠組2005-2015」を受けて、円滑な復興を支援するためのネットワーク及び同枠組の充実を図ること、復興に関する教訓の発信や復興に向けた共通手法・仕組みを開発すること、復興計画・構想策定に助言や支援を行うことなどを目的として、同年5月に兵庫県神戸市に設立された。仙台防災枠組において、IRPは「より良い復興（Build Back Better）」を推進するための国際的なメカニズムの一つとして、その強化がうたわれている。日本政府（内閣府）は運営委員会共同議長としてその発展の基盤づくりに貢献するとともに、IRPの活動を支援している。

阪神・淡路大震災から30年の節目となる令和7年においては、例年1月に開催している「国際復興フォーラム2025」に加え、同年9月に「国際復興スペシャルフォーラム2025」を兵庫県神戸市において開催した。本スペシャルフォーラムは、強靱な復興の実現に向け、各国及び関係機関における政策的取組の促進を目的として、国際復興支援プラットフォーム（IRP）等の主催により開催されたものであり、国内外25か国から、政策決定者、政府関係者、国際機関関係者、民間セクター等が参加した（オンライン参加を含む）。フォーラムでは、鳩山内閣府副大臣（防災担当）（当時）による開会挨拶（ビデオメッセージ）が行われたほか、復興に備えるための体制整備（復興レディネス）、復興ガバナンスの強化、予測可能かつ包括的な復興資金の確保、能力開発及び民間セクターとの連携等を主要な論点として、各国及び各機関における取組事例や課題について情報共有及び政策対話が行われた。



「国際復興フォーラム2025」の様子



「国際復興スペシャルフォーラム2025」の様子
（鳩山内閣府副大臣（当時）によるビデオメッセージ）

（3）アジア防災センター（ADRC）との共同活動を通じた防災協力

アジア防災センター（ADRC：Asian Disaster Reduction Center）は、災害教訓をアジア地域と共有するため、平成10年に兵庫県神戸市に設立されたものであり、令和8年3月現在、アジアの33か国が加盟している。ADRCは、防災情報の共有、加盟国の人材育成及び地域コミュニティの防災力向上の三つを柱として、仙台防災枠組のアジアでの推進を主導している。人材育成の一環としては、加盟国から客員研究員を招へいしており（令和8年3月現在で累計144名）、防災政策の研究等を通じて加盟国の防災政策の企画立案に貢献する人材を育成している。また、各国の防災体制や最新災害情報等の収集及びホームページ上での提供並びに災害発生時の衛星データを利用した災害情

報の活用推進といった活動も行っている。

内閣府はA D R Cと連携し、「アジア防災会議（A C D R：Asian Conference on Disaster Reduction）」を開催し、加盟国や国際機関等からの参加を得て、アジアにおける防災・減災の課題に関する情報共有、意見交換、連携促進等を行っている。第21回アジア防災会議は、「共に強靱な社会を築く：巨大災害に備えた持続可能な未来へ」をテーマとして、令和7年12月17日から19日までの3日間、東京都において開催された。加盟国（33か国中18か国）を始め、国際機関、地域機関、民間セクター、学術・研究機関の代表など、現地参加131名、オンライン参加82名の合計213名が参加した。会議では、あかま内閣府特命担当大臣（防災）による開会挨拶が行われたほか、仙台防災枠組の実施状況及び課題の確認を行うとともに、先端技術の活用や民間セクターとの連携等について、情報共有及び意見交換が行われた。



アジア防災会議の様子

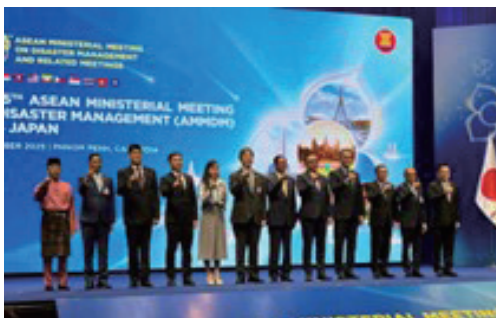
4-2 二国間等防災協力

内閣府は国際機関を通じた取組に加え、海外からの防災を担当する閣僚級の訪問等の機会を通じて、防災政策の経験を共有するなど、世界各国の政府における防災担当部局との連携を深めている。

(1) 日ASEAN防災閣僚級会合の開催を通じたASEANとの連携

「日ASEAN防災閣僚級会合」は日本とASEAN間の防災協力を一層強化するため、日本政府（内閣府）とASEAN加盟10か国の防災担当部局により、令和3年10月に発足した。

令和7年10月16日に「第5回日ASEAN防災閣僚級会合」がカンボジア王国プノンペンにおいて開催され、鎌原内閣審議官（防災担当）が共同議長として出席した。同会合においては、令和4年に策定された「日ASEAN防災行動計画2021-2025」の進捗状況を確認するとともに、次期の「日ASEAN防災行動計画2026-2030」の策定方針について検討が行われた。あわせて、日本政府として、今後の日ASEAN防災協力に係る取組の展望を共有した。



日ASEAN防災閣僚級会合の様子

(2) G 20 防災作業部会を通じたG 20 各国との連携

令和5年にG 20議長国インドにより、G 20防災作業部会の設置が提起され、防災を取り巻く課題について国際社会が取り組むべき方針を取りまとめた議長声明が発表された。また、同作業部会において、今後のアジェンダ及び作成すべき成果物等について確認が行われた。「G 20防災閣僚級会合」は、G 20防災閣僚宣言の合意形成及びその発表を目的として、令和6年にG 20議長国ブラジルにより初めて提起されたものであり、令和7年には南アフリカ共和国ケープタウンにおいて開催され、G 20防災閣僚宣言が発表された。さらに、G 20南アフリカ・サミット首脳宣言においても、防災の重要性及び国際社会による取組を推進する必要性が確認された。

(3) 内閣府と米国連邦緊急事態管理庁（FEMA）との連携

米国連邦緊急事態管理庁（FEMA：Federal Emergency Management Agency）とは、平成26年12月に締結された協力覚書に基づき、国際会議やウェブ会議等を通じて情報共有や意見交換を実施している。

(4) 日韓防災会議の開催を通じた日韓の連携

平成10年10月の日韓首脳会談の際に取り交わされた「21世紀に向けた新たな日韓パートナーシップのための行動計画」に基づき、平成11年から毎年持ち回りで日韓防災会議を開催している。令和8年の会議は、1月8日に大韓民国済州（チェジュ）島において開催された。同会議には、貫名内閣府大臣官房審議官（防災担当）が出席し、日本からは、大規模地震対策や防災庁設置に向けた基本的方向性等について説明を行った。一方、韓国からは、災害及び安全管理におけるドローンの利活用や、災害時におけるシェルター運営等の取組について紹介があった。また、同日には、済州島に所在するドローン管制センター及びドローン演習場等の視察を行った。



日韓防災会議の様子

(5) 防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD）の活動

「防災技術の海外展開に向けた官民連絡会（JIPAD：Japan International Public-Private Association for Disaster Risk Reduction）」は、我が国が強みを有する防災技術やノウハウを、官民が一体となり積極的に海外展開していくことを目的に令和元年に設立されたものであり、令和8年3月時点で215企業・団体が会員となっている。

JIPADでは、我が国の防災政策・技術・ノウハウを一体的に紹介するとともに、官民ネットワークを構築し、防災協力関係を強化する官民防災セミナー等を開催している。

令和6年10月には「第10回アジア太平洋防災閣僚級会議」のパートナーイベントとして、フィリピン・マニラ市にて、UNDRRや独立行政法人国際協力機構（JICA：Japan International Cooperation Agency）と連携し官民防災セミナーを開催した。同セミナーでは、地震計規格や耐震化といった大地震への備えをテーマとし、日本企業2社を含む民間企業が自社の防災技術や防災の

取組を紹介した。パネルディスカッションでは、内閣府、国内外の民間企業や非営利団体等により、災害対策における官民それぞれの役割や取組実績、多様な主体の連携の重要性等が議論された。また、同会議の会場には、展示ブースエリアが設けられており、内閣府はJIPAD会員企業の協力のもとJICAとの共同ブースを出展し、日本の防災技術や知見を紹介する展示を行った。



官民防災セミナー・展示ブースの様子

その他にも、海外から防災行政幹部や担当官が訪日する機会を捉え、令和7年3月にはカリブの防災関連機関を対象に、官民防災セミナーを開催した。内閣府から日本の災害対策の知見を紹介するとともに、JIPAD会員企業がプレゼンテーションを行い、その後参加者との意見交換を実施した。

第5節 国土強靱化の推進のための取組

5-1 国土強靱化基本計画に基づく取組の推進

政府は、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法」に基づき、人命の最大限の保護、国家・社会の重要機能の維持等の基本方針等を踏まえ、「国土強靱化基本計画」（令和5年7月28日閣議決定。以下本節において「基本計画」という。）を、基本計画以外の国土強靱化に係る国の計画等の指針となるべきものとして定めている。

基本計画では、国土強靱化政策の展開方向として、（1）国民の生命と財産を守る防災インフラの整備・管理、（2）経済発展の基盤となる交通・通信・エネルギーなどライフラインの強靱化、（3）デジタル等新技術の活用による国土強靱化施策の高度化、（4）災害時における事業継続性確保を始めた官民連携強化、（5）地域における防災力の一層の強化、の五つの柱が位置付けられている（図表5-1-1）。

政府は、基本計画に基づき、近年の資材価格の高騰の影響等を考慮しながら、必要かつ十分な予算を確保し、自助・共助・公助を適切に組み合わせ、ハード・ソフト一体となった取組を推進することとしている。

また、政府は、基本計画に基づく施策の実施に関する中期的な計画として、「第1次国土強靱化実施中期計画」（以下本節において「実施中期計画」という。）を令和7年6月6日に閣議決定した。実施中期計画では、基本計画で定めた国土強靱化政策の展開方向に沿って、実施中期計画期間内に実施すべき国土強靱化施策の内容及び目標を明らかにするとともに、その推進が特に必要となる施策の内容及びその事業規模を定めている。これにより、施策の一層の重点化を図るとともに、組織の枠を超えた施策連携強化型の国土強靱化を推進し、災害に屈しない強靱な国土づくりを進めていく。

図表5-1-1 新たな国土強靱化基本計画の概要

新たな国土強靱化基本計画の概要

令和5年7月28日
閣議決定



出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
(参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kihon.html)



5-2 国土強靱化年次計画の策定

政府は、「国土強靱化年次計画2025」(以下本節において「年次計画2025」という。)を令和7年6月6日に決定(国土強靱化推進本部決定)した。

年次計画2025では、当該年度に実施すべき主要施策や推進方針を明示するとともに、施策の進捗状況の把握・管理やそれらを踏まえた施策の改善などのPDCAサイクルの充実のため、定量的な指標による施策の進捗状況の把握・管理を行っている。また、「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」(令和2年12月11日閣議決定。以下本節において「5か年加速化対策」という。)については施策別に評価シートを作成して重点的に進捗管理を行っており、その進捗状況については、当初の全体の事業規模である15兆円程度に対して、年次計画2025の決定時点までに約15.6兆円が確保されるとともに、目標達成の見通しについても、全対策の9割以上が「達成の見込み」あるいは「課題対応次第で達成可能」とされているなど、着実な進捗が確認された。さらに、評価シートでは、全ての5か年加速化対策について効果発揮事例等を取りまとめており、自然災害による被害を防止・軽減する効果が確実に発揮されていることも確認された。

関係府省庁は、年次計画2025に定める施策の推進方針にのっとり、各施策の目標が着実に達成されるよう、5か年加速化対策を始めとする国土強靱化の取組を実施した(図表5-2-1)。

図表5-2-1 国土強靱化年次計画2025の概要（令和7年6月）

国土強靱化年次計画2025（概要）

<p>はじめに</p> <p>第1章 2025年度（令和7年度）の国土強靱化の取組について</p> <p>1 国土強靱化年次計画2025の策定及びこれに基づく施策の推進</p> <p>(1) 年次計画策定の趣旨</p> <p>(2) 施策グループ推進のための施策の充実・強化</p> <p>1) 国土強靱化政策の展開方向</p> <p>①防災インフラの整備、②ライフラインの強靱化、③デジタル等新技術の活用、④官民連携強化、⑤地域防災力の強化</p> <p>2) 5か年加速化対策の推進</p> <p>・最終的に、累計約15.9兆円を確保</p> <p>3) 地域の強靱化の推進</p> <p>①地域計画の充実と実効性向上</p> <p>・全都道府県及び全国の99%の市区町村で地域計画を策定</p> <p>・「国土強靱化地域計画内容充実ガイドライン」を作成・公表</p> <p>②地域の強靱化の促進</p> <p>4) 官民連携の促進と「民」主導の取組の活性化</p> <p>・国土強靱化に関する内閣総理大臣賞の活用</p> <p>5) 世界の強靱化の主導等国際貢献の推進</p> <p>(3) 指標の充実によるPDCAサイクルの強化</p> <p>・「評価の在り方」や5か年加速化対策等の評価を踏まえ補足指標を設定、KPIと一体で評価</p> <p>(4) 国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進</p> <p>1) 「国土強靱化 広報・普及啓発活動戦略」の推進</p> <p>2) リスクコミュニケーション</p> <p>2 基本計画を踏まえた国の他の計画の見直し</p> <p>3 大規模自然災害等を踏まえた国土強靱化の取組の強化</p> <p>4 5か年加速化対策等の評価と実施中期計画の策定</p> <p>・5か年加速化対策については、着実な予算執行を図るとともに、「評価の在り方」を踏まえ、年次計画2024に引き続き、施策別評価シートを作成・公表するなど、フォローアップを実施。</p> <p>・施策別評価シートによる評価、施策別連携の観点からの評価を踏まえ、実施中期計画を策定し、更なる取組を推進。</p> <p>・5か年加速化対策、今後策定される実施中期計画の実施状況については、引き続き年次計画としてフォローアップを実施。</p>	<p>第2章 各施策グループの推進方針等</p> <p>1 概要</p> <p>2 35の各施策グループの推進方針及び施策グループ推進のための主要施策</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事前に備えるべき目標</th> <th>令和7年度に取り組むべき主要施策（主な例）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ (1-1~1-7)</td> <td>【国交】TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化 【国交・農水・財務】流域治水対策 【厚労】医療施設の耐震化、社会福祉施設等の耐災害性強化対策 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等 【文科】学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化等</td> </tr> <tr> <td>2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保することにより、関連死を最大限防ぐ (2-1~2-7)</td> <td>【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備・給水設備の整備強化等 救命救急センター等の非常用通信設備の整備強化等 【環境】避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備 【警察】災害用装備資機材の充実強化等</td> </tr> <tr> <td>3 必要不可欠な行政機能を確保する (3-1~3-3)</td> <td>【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用 【国交】建設生産プロセスにおける新技術等の開発・活用を通じた災害対策の高度化等</td> </tr> <tr> <td>4 経済活動を機能不全に陥らせない (4-1~4-7)</td> <td>【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充 【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策 【金融】金融機関におけるBCPの策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備 【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策 【農水】漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等 【デジタル】預貯金口座付番制度等</td> </tr> <tr> <td>5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる (5-1~5-5)</td> <td>【総務】データセンター、海底ケーブル等の地方分散、衛星通信システムに関する制度整備等 【国交】道路ネットワークの機能強化対策、道路における防災拠点機能強化、道路橋梁等の耐震機能強化、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策 【国交】上下水道施設の耐災害性強化、上下水道施設の戦略的維持管理・更新 【経産】送電網の整備・強化対策等</td> </tr> <tr> <td>6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する (6-1~6-6)</td> <td>【国交】防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策 【国交】所有者不明土地対策 【農水】地域の共同活動による防災・減災の取組、山村コミュニティによる森林整備、保全活動等 【文科】国指定等文化財の耐震対策、防火対策等</td> </tr> </tbody> </table>	事前に備えるべき目標	令和7年度に取り組むべき主要施策（主な例）	1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ (1-1~1-7)	【国交】TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化 【国交・農水・財務】流域治水対策 【厚労】医療施設の耐震化、社会福祉施設等の耐災害性強化対策 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等 【文科】学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化等	2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保することにより、関連死を最大限防ぐ (2-1~2-7)	【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備・給水設備の整備強化等 救命救急センター等の非常用通信設備の整備強化等 【環境】避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備 【警察】災害用装備資機材の充実強化等	3 必要不可欠な行政機能を確保する (3-1~3-3)	【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用 【国交】建設生産プロセスにおける新技術等の開発・活用を通じた災害対策の高度化等	4 経済活動を機能不全に陥らせない (4-1~4-7)	【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充 【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策 【金融】金融機関におけるBCPの策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備 【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策 【農水】漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等 【デジタル】預貯金口座付番制度等	5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる (5-1~5-5)	【総務】データセンター、海底ケーブル等の地方分散、衛星通信システムに関する制度整備等 【国交】道路ネットワークの機能強化対策、道路における防災拠点機能強化、道路橋梁等の耐震機能強化、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策 【国交】上下水道施設の耐災害性強化、上下水道施設の戦略的維持管理・更新 【経産】送電網の整備・強化対策等	6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する (6-1~6-6)	【国交】防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策 【国交】所有者不明土地対策 【農水】地域の共同活動による防災・減災の取組、山村コミュニティによる森林整備、保全活動等 【文科】国指定等文化財の耐震対策、防火対策等
事前に備えるべき目標	令和7年度に取り組むべき主要施策（主な例）														
1 あらゆる自然災害に対し、直接死を最大限防ぐ (1-1~1-7)	【国交】TEC-FORCE等に係る機能強化による災害対応力の強化 【国交・農水・財務】流域治水対策 【厚労】医療施設の耐震化、社会福祉施設等の耐災害性強化対策 【内閣府】土砂災害・水害等の災害時における避難対策等 【文科】学校施設の安全確保、教育活動等の早期再開、避難所等としての役割を果たすための耐災害性強化等														
2 救助・救急、医療活動が迅速に行われるとともに、被災者等の健康・避難生活環境を確保することにより、関連死を最大限防ぐ (2-1~2-7)	【厚労】災害拠点病院等の自家発電設備・給水設備の整備強化等 救命救急センター等の非常用通信設備の整備強化等 【環境】避難施設・防災拠点への再生可能エネルギー・蓄エネルギー・コージェネレーション等の災害・停電時にも活用可能な自立分散型エネルギー設備の導入推進対策 【防衛】自衛隊の災害救助能力の向上に資する装備品の整備 【警察】災害用装備資機材の充実強化等														
3 必要不可欠な行政機能を確保する (3-1~3-3)	【総務】消防団の更なる災害対応能力の強化に関する対策 【内閣府】準天頂衛星システムを活用した防災機能の強化 【警察】交通情報収集・提供・活用のためのシステムの整備・運用 【国交】建設生産プロセスにおける新技術等の開発・活用を通じた災害対策の高度化等														
4 経済活動を機能不全に陥らせない (4-1~4-7)	【内閣府】企業の本社機能の地方移転・拡充 【経産】中小企業・小規模事業者の事前の防災・減災対策 【金融】金融機関におけるBCPの策定・実効性の検証、非常時参集要員体制の整備 【農水】農業水利施設等の機能診断を踏まえた保全対策 【農水】漁港施設の耐震・耐津波・耐浪化等 【デジタル】預貯金口座付番制度等														
5 情報通信サービス、電力等ライフライン、燃料供給関連施設、交通ネットワーク等の被害を最小限にとどめるとともに、早期に復旧させる (5-1~5-5)	【総務】データセンター、海底ケーブル等の地方分散、衛星通信システムに関する制度整備等 【国交】道路ネットワークの機能強化対策、道路における防災拠点機能強化、道路橋梁等の耐震機能強化、道路の法面・盛土の土砂災害防止対策 【国交】上下水道施設の耐災害性強化、上下水道施設の戦略的維持管理・更新 【経産】送電網の整備・強化対策等														
6 社会・経済が迅速かつ従前より強靱な姿で復興できる条件を整備する (6-1~6-6)	【国交】防災・減災、国土強靱化を担う建設業の担い手確保等に関する対策 【国交】所有者不明土地対策 【農水】地域の共同活動による防災・減災の取組、山村コミュニティによる森林整備、保全活動等 【文科】国指定等文化財の耐震対策、防火対策等														

国土強靱化年次計画2025（概要）

第3章 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の進捗管理

1 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策の進捗状況（事業費ベース）

【令和7年5月時点の集計】

区分	事業規模の目的 <閣議決定時>	<1年目>		<2年目>		<3年目>		<4年目>		<5年目>		累計
		令和2年度第3次補正等	令和3年度補正等	令和3年度補正等	令和4年度第2次補正等	令和4年度補正等	令和5年度補正等	令和5年度補正等	令和6年度補正等	令和6年度補正等		
防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策（加速化・深化分）	おおむね15兆円程度 (うち国費は7兆円台半ば)	約4.16兆円	約1.96兆円 [約1.65兆円]	約3.02兆円	約1.52兆円 [約1.25兆円]	約2.70兆円	約1.53兆円 [約1.25兆円]	約3.06兆円	約1.52兆円 [約1.30兆円]	約2.65兆円	約1.45兆円 [約1.16兆円]	事業規模 約15.6兆円 (うち国費 約8.0兆円)
1 激化する風水害や切迫する大規模地震等への対策	おおむね12.3兆円程度	約3.46兆円	約1.54兆円	約2.45兆円	約1.15兆円	約2.12兆円	約1.14兆円	約2.51兆円	約1.17兆円	約2.16兆円	約1.13兆円	事業規模 約12.7兆円
2 予防保全型メンテナンスへの転換に向けた老朽化対策	おおむね2.7兆円程度	約0.68兆円	約0.40兆円	約0.50兆円	約0.30兆円	約0.48兆円	約0.29兆円	約0.49兆円	約0.29兆円	約0.44兆円	約0.27兆円	事業規模 約2.6兆円
3 国土強靱化に関する施策を効率的に進めるためのデジタル化等の推進	おおむね0.2兆円程度	約0.03兆円	約0.03兆円	約0.07兆円	約0.07兆円	約0.10兆円	約0.10兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	約0.05兆円	事業規模 約0.3兆円

(注1) 事業規模には財政投融資によるものも含まれる。
(注2) 四捨五入の関係で合計が合わないところがある。
(注3) 5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠（国費3,000億円、事業費4,636億円）を含む。
(注4) 5か年加速化対策分のほか、国土強靱化緊急対応枠（国費3,000億円、事業費4,756億円）を含む。
(注5) 金額には含まれていないが、令和6年能登半島地震等の教訓を踏まえ、緊急に対処すべき経費として、緊急防災枠（国費2,500億円、事業費3,691億円）がある。
※ 府省別別の支出済額等（令和5年度決算完了時点）は別途集計作業を行っており、令和7年夏を目途に公表予定

2 123対策の進捗状況

(1) KPIに基づく目標達成の見通し

・最新の目標達成の見通しを確認した結果、**9割以上の施策が「目標達成の見込み」または「課題対応次第で達成可能」**の状況。
123対策（161施策）のうち、98施策が「目標達成の見込み（達成済みを含む）」、48施策が「課題対応次第で達成可能」、15施策が「5か年加速化対策の期間中に「達成困難」の見通し

(2) 取組事例と効果発現の状況

・度重なる激状降水帯の発生等による集中豪雨や台風による豪雨、令和6年能登半島地震に見られるような大規模な地震が発生する中、ハード・ソフト両面から施策の推進を図り、**防災・減災効果を発現**

・更なる効果発現に向けては、**ハード対策相互あるいはハード・ソフトの施策間の連携強化等が課題**

3 今後の課題

気候変動を背景に激甚化・頻発化する豪雨災害への備えの強化／切迫性が高まる首都直下地震や南海トラフ巨大地震対策の推進／加速的に進行する**インフラ老朽化**への対応／**人口減少、少子高齢化**が進む地方における効率的かつ効果的な対策の推進／**人材確保**への対応と**革新的技術の活用**等

4 防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策施策別評価シート

・5か年加速化対策123対策（161施策）ごとに、予算の状況、KPI・補足指標の状況、対策推進に当たっての課題や工夫、目標達成の見通し、整備効果事例、今後の課題等を整理し、**適切なフォローアップを実施**

出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
(参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/nenji_keikaku/2025/pdf/keikakugaiyou_r070606.pdf)



5-3 国土強靱化関係予算及び国土強靱化に資する税制改正

令和7年度補正予算においては、5年間でおおむね20兆円強程度の事業規模を目途とする実施中期計画「推進が特に必要となる施策」関連の経費として、国費約1.9兆円を計上した。これらに、その他の国土強靱化関係予算を合わせると、合計約2.5兆円を計上した。

また、令和8年度当初予算においては、国費約5.4兆円の国土強靱化関係予算を計上した。

さらに、民間事業者等が行う国土強靱化の取組を税制面においても促進できるよう、関係省庁と連携し国土強靱化に資する税制の更なる充実を図ってきており、令和8年度の税制改正事項については、拡充2件を含む13項目を取りまとめ、公表した。

5-4 国土強靱化地域計画の内容充実

国土強靱化を実効あるものとするためには、国のみならず地方公共団体や民間事業者を含め、関係者が総力を挙げて取り組むことが不可欠である。地域の強靱化の推進に当たっての基本的な計画となる「国土強靱化地域計画」（以下本節において「地域計画」という。）は、47都道府県及びほぼ全ての市区町村で策定されているが、今後、強靱化の取組の更なる充実を図るためには、過去に経験した災害から得られた教訓や社会経済情勢の変化を踏まえるとともに、地域住民や民間事業者等の地域の様々な主体と計画の検討段階から連携・協働すること等により、実効性の高い地域計画へと内容の充実を図っていくことが重要である。これらを踏まえ、政府においては地域計画の策定や内容充実の際の手引書である「国土強靱化地域計画ガイドライン」（令和8年3月）や、「地方公共団体が行う国土強靱化施策を支援対象とする関係府省庁の交付金・補助金メニューリスト」（令和7年5月）を作成し、全国の地方公共団体に提供したほか、国の職員による説明会等の開催や、関係府省庁が所管する交付金・補助金の地域計画に事業箇所や実施時期等が具体的に明記された事業への重点化などにより、地域における強靱化の取組を支援した。

5-5 国土強靱化に関する民間の取組促進及び広報・普及啓発活動の推進

(1) 国土強靱化に関する民間の取組促進

政府は、国土強靱化に資する民間企業等の取組を促進するため、平成28年度から事業継続に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者が認証する仕組みを運用している。大規模自然災害等に際しては、個々の企業等の「自助」のみならず、社会全体での共助を最大限機能させることが重要であることから、「国土強靱化貢献団体」のうち、社会貢献に積極的に取り組んでいる企業等を「国土強靱化貢献団体（+共助）」として認証する仕組みを平成30年度に追加しており、令和8年3月末までに、計351団体（うち「+共助」は234団体）が認証されている。（認証組織：一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会）

そして、国土強靱化に資するまちづくり、技術・製品・システム開発、教育活動や普及啓発活動等の取組に関し、顕著な功績のあった団体等に対して、その功績をたたえることにより、オールジャパンによる国土強靱化の取組を加速させ、強くしなやかな国民生活を実現することを目的として、「ジャパン・レジリエンス・アワード（強靱化大賞）」として表彰している。第10回から、内閣総理大臣賞及び国土強靱化担当大臣賞を創設し、第11回（表彰式：令和7年4月）においても表彰している（主催：一般社団法人レジリエンスジャパン推進協議会）。

また、民間企業等の国土強靱化に関する先導的な取組については、毎年「国土強靱化に資する民間の取組事例集」を取りまとめ、ホームページやSNSで紹介するなど、先導的取組の浸透を図っている（図表5-5-1）。

さらに、国土強靱化に関する個人や地域での活動を広げていくため、一般の方を対象に「国土強靱化ワークショップ」を開催しており、令和7年度は計4回開催した。また、令和8年1月に国土強靱

化の普及啓発を図るシンポジウムを徳島県徳島市において開催した。

図表5-5-1 国土強靱化に関する民間の取組促進

<p>ジャパン・レジリエンス・アワード</p>  <p>強靱な国、地域、人、産業づくりに資する活動、技術開発、製品開発等に取り組んでいる先進的な企業・団体を表彰。第10回から内閣総理大臣賞、国土強靱化担当大臣賞を創設（主催：（一社）レジリエンスジャパン推進協議会）</p>	<p>レジリエンス認証</p> <p>事業継続に積極的に取り組む企業等を「国土強靱化貢献団体」として第三者が認証する仕組み。また同団体のうち社会貢献に取り組む企業等を（+共助）とし認証。（認証：（一社）レジリエンスジャパン推進協議会）</p> 	<p>民間の取組事例の紹介</p> <p>【国土強靱化に資する民間の取組事例集】</p>  <p>国土強靱化の取組を行う民間の方々の参考にして頂けるよう、民間企業等の先進的な取組をHP等で公表。</p>
--	--	--

出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
 (参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/torikumi_minkan.html)



(2) 国土強靱化の広報・普及啓発活動の推進

国土強靱化の推進に当たっては、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者の取組が不可欠であり、民間企業・団体や地域コミュニティ、また家庭や個人等のあらゆるレベルにおいて、事前防災の必要性やその効果等も含め、更に理解・関心を高めていく必要がある。

令和5年7月に変更された国土強靱化基本計画では、①国土強靱化の理念や具体的な効果等の分かりやすい発信、②受け手の視点に立った情報発信・適切な媒体の活用、③関係機関による主体的・積極的な取組と一層の連携、を基本方針として、関係府省庁が連携し、積極的に国土強靱化の広報・普及啓発活動に取り組むこととしている。

その一環として、「もしもから、いつもを守る。」をキャッチフレーズとする国土強靱化ポスター（図表5-5-2）を、官公庁舎や地下鉄等、各所で掲出・配布するとともに、国土強靱化に係る動画を作成した。また、国土強靱化の取組が災害時に効果を発揮した事例等について取りまとめ、情報発信を行った（図表5-5-2及び図表5-5-3）。発信に当たっては、幅広い層へ分かりやすく伝えるため、ホームページ、SNS、バナー広告やテレビ番組等の様々な媒体を活用した。

図表5-5-2 国土強靱化ポスター

<p>国土強靱化のポスター</p>	<p>国土強靱化のポスター</p>	<p>国土強靱化の動画</p>
-------------------	-------------------	-----------------

出典：内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
 (参照：https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kouhou.html)



図表5-5-3 防災・減災、国土強靱化の効果発揮事例

菊池川水系合志川の河川改修による氾濫防止

3か年緊急対策

5か年加速化対策

国土強靱化

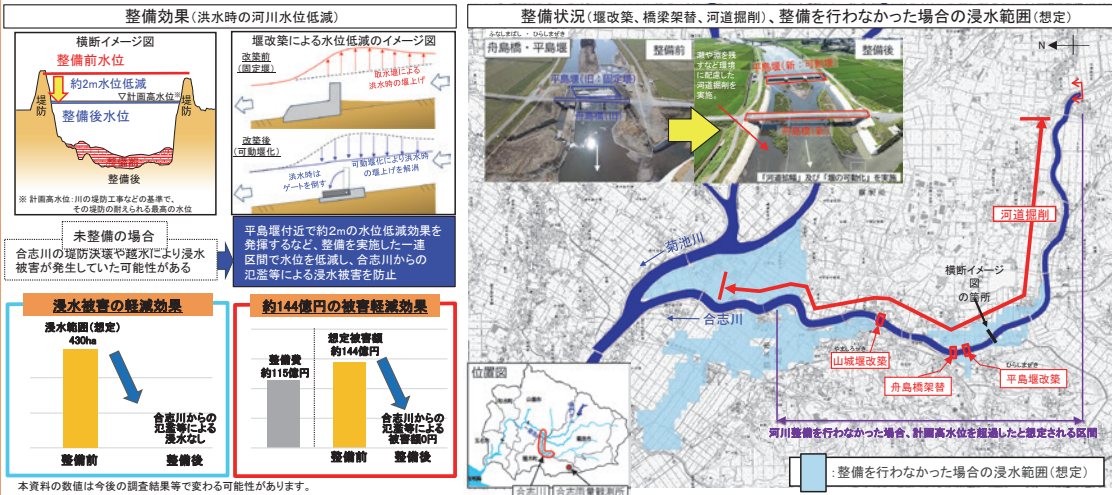
災害時の効果発揮事例

概要: 3か年緊急対策、5か年加速化対策などにより、堰改築、河道掘削等を実施。令和7年8月6日からの大雨では、整備を実施した一連区間で河川の水位を低減し、合志川の氾濫等による浸水被害を防止。

対策名: 1-1 流域治水対策(河川) <5か年加速化対策>【国土交通省】

- 実施主体: 国土交通省九州地方整備局
- 実施場所: 熊本県熊本市、菊池市
- 事業概要: 合志川の堰改築、河道掘削(約44万㎡)等
- 事業費: 約115億円(H24~R5年度)

主な事業	実施内容	事業費	実施期間
河川改修事業	堰改築、河道掘削等	約115億円	H24~R5
うち3か年緊急対策	堰改築、河道掘削等	約19億円	H30~R2
うち5か年加速化対策(加速化・深化分)	河道掘削	約1億円	R2~R5



高規格道路の整備により
災害に強い国土幹線道路ネットワークを構築する

5か年加速化対策

国土強靱化

災害時の効果発揮事例

概要: 高速ネットワークの拡充による近隣都市間の連絡機能の強化や災害に強い道路ネットワークの構築等を目的に、茂辺地木古内道路を整備。令和7年8月の豪雨(最大時間雨量50mm)による国道227号通行止め時には、当該道路が代替機能を発揮し、都市間の交通を確保した。

対策名: 51 高規格道路のミッシングリンク解消及び4車線化、高規格道路と直轄国道とのダブルネットワーク化等による道路ネットワークの機能強化対策<5か年加速化対策>【国土交通省】

- 実施主体: 北海道開発局 函館開発建設部
- 実施場所: 北海道北斗市
- 事業概要: 函館市と檜山南部地域等を連絡する広域的な道路ネットワークを形成し、函館市に集中する高次医療施設への搬送時間の短縮や災害時における輸送路の確保等を目的として、函館・江差自動車道 茂辺地木古内道路(延長16.0km)を整備した。

■ 事業費: 788億円(令和4年度事業完了)
(うち5か年加速化対策(加速化・深化分)2億円)

- 災害の外力、被害と効果:
北斗市の国道227号では、令和7年8月豪雨(最大時間雨量50mm)により土砂流入が発生。約40時間によって通行止めとなったが、令和4年3月26日に開通した函館・江差自動車道茂辺地木古内道路が迂回路としての代替機能を発揮し、中核都市である函館市と檜山南部の都市(江差町、乙部町、厚沢部町)との交通を確保。



出典: 内閣官房国土強靱化推進室ホームページ
(参照: https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/kouhou/koukahakkijirei.html)

